令和８年　第４回定例会

新 地 町 議 会 会 議 録

令和８年９月４日　開会

令和８年９月16日　閉会

新　地　町　議　会

令和８年第４回新地町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

第　１　号　（９月４日）

議事日程 …… 3
出席議員 …… 4
欠席議員 …… 4
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… 4
職務のための議場出席者 …… 4
開　　会 …… 5
開　　議 …… 5
議事日程の報告 …… 5
議席の指定及び変更 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
常任委員の選任 …… 6
諸般の報告 …… 6
常任委員会所管事務調査等の報告 …… 7
議案の報告上程 …… 7
提案者の説明 …… 7
相馬方部衛生組合議会議員の選挙 …… １６
議案第３２号の質疑、採決 …… １６
監査委員の報告、質疑 …… １８
決算審査特別委員会の設置 …… ２１
決算審査特別委員会正副委員長の選任 …… ２１
散　　会 …… ２２

第　２　号　（９月１５日）

議事日程 …… ２３
出席議員 …… ２４
欠席議員 …… ２４

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 ……２４
職務のための議場出席者 ……２４
開　　議 ……２５
一般質問 ……２５
　５番　　吉　田　　博　議員 ……２５
　４番　　牛　坂　毅　志　議員 ……３６
　６番　　八　巻　秀　行　議員 ……４７
１０番　　井　上　和　文　議員 ……５４
散　　会 ……６７

第　３　号　（９月１６日）

議事日程 ……６９
出席議員 ……７１
欠席議員 ……７１
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 ……７１
職務のための議場出席者 ……７１
教育委員会委員挨拶 ……７２
開　　議 ……７２
日程の追加 ……７２
議案の報告上程 ……７３
提案者の説明 ……７３
議案第４８号の質疑、採決 ……７４
監査委員挨拶 ……７５
議案第３１号の質疑、討論、採決 ……７６
議案第３３号の質疑、討論、採決 ……７６
議案第３４号の質疑、討論、採決 ……７７
議案第３５号の質疑、討論、採決 ……７７
議案第３６号の質疑、討論、採決 ……７８
議案第３７号の質疑、討論、採決 ……７８
議案第３８号の質疑、討論、採決 ……７９
議案第３９号の質疑、討論、採決 ……７９
議案第４０号の質疑、討論、採決 ……８４
議案第４１号の質疑、討論、採決 ……８４

議案第４２号の質疑、討論、採決 ……８５
議案第４３号～議案第４７号の委員長報告、質疑、討論、採決 ……８５
議員派遣の件について ……８８
閉会中の継続審査の申し出 ……８８
閉会中の所管事務等調査の申し出 ……８８
町長の挨拶 ……８９
閉　　会 ……９０

新地町告示第１１号

令和８年第４回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年８月１７日

新地町長　　大　　堀　　　　武

１　期　　日　　令和８年９月４日

２　場　　所　　新地町議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	佐　藤　和　幸　議員	２番	大　内　広　行　議員
３番	村　上　勝　則　議員	４番	牛　坂　毅　志　議員
５番	吉　田　　博　議員	６番	八　巻　秀　行　議員
７番	三　宅　信　幸　議員	８番	寺　島　浩　文　議員
９番	菊　地　正　文　議員	１０番	井　上　和　文　議員
１１番	水　戸　洋　一　議員	１２番	遠　藤　　満　議員

不応招議員（なし）

第 4 回 定 例 町 議 会

（第　1　号）

令和８年第４回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

令和８年９月４日（金曜日）午前１０時開会

第　１　議席の指定及び変更
第　２　会議録署名議員の指名
第　３　会期の決定
第　４　常任委員の選任
第　５　諸般の報告
第　６　常任委員会所管事務調査等の報告
第　７　議案の報告上程
第　８　提案者の説明
第　９　相馬方部衛生組合議会議員の選挙
第１０　議案第３２号　新地町教育委員会委員の任命について
第１１　議案第４３号　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
　　議案第４４号　令和７年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
　　議案第４５号　令和７年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
　　議案第４６号　令和７年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
　　議案第４７号　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定について

出席議員（１２名）

１番	佐藤和幸 議員	２番	大内広行 議員
３番	村上勝則 議員	４番	牛坂毅志 議員
５番	吉田　博 議員	６番	八巻秀行 議員
７番	三宅信幸 議員	８番	寺島浩文 議員
９番	菊地正文 議員	１０番	井上和文 議員
１１番	水戸洋一 議員	１２番	遠藤　満 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀　武	
副町長	岡崎利光	
総務課長兼会計管理者	佐藤武志	
企画政策課長	小野和彦	
税務課長	八巻仁志	
町民生活課長	大和田康浩	
保健福祉課長	佐藤茂文	
産業振興課長兼農業委員会事務局長	加藤伸二	
都市建設課長	岡田健一	
教育総務課長	中津川秀樹	
代表監査委員	横山　薫	

職務のための議場出席者

事務局長	大堀勝文	
書記	千葉奈菜	
書記	荒　萌生	

午前１０時００分　　開　会

◎開会の宣告

○遠藤　満議長　ただいまから令和８年第４回新地町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○遠藤　満議長　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

○遠藤　満議長　次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議席の指定及び変更

○遠藤　満議長　日程第１、議席の指定及び変更を行います。

今回の補欠選挙でご当選になりました議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、議長において指定します。

佐藤和幸議員の議席番号は１番を指定いたします。

なお、これに伴い、会議規則第４条第３項の規定により、議席の一部を変更します。

大内広行議員の議席を２番に、村上勝則議員の議席を３番に、牛坂毅志議員の議席を４番にそれぞれ変更します。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤　満議長　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

２番　　大　内　広　行　議員及び

３番　　村　上　勝　則　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤　満議長　日程第３、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から９月16日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から９月16日までの13日間に決定しました。

◎常任委員の選任

○遠藤　満議長　日程第４、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定によって、産業厚生常任委員に１番、佐藤和幸議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ここで、新人の佐藤和幸議員をご紹介申し上げます。

ご登壇の上、ご挨拶をいただきます。

１番、佐藤和幸議員。

〔１番　佐藤和幸議員登壇〕

○１番佐藤和幸議員　ただいまご紹介にあずかりました佐藤和幸でございます。

このたびの町議会補欠選挙で無投票でご信任をいただき、議会の皆様とご一緒に議会の一員として活動させていただくことになりました。投票が行われなかったからこそ、その責務の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、これまで相馬共同火力発電株式会社で財務、総務業務や法科大学院での学習及び行政書士としての法務実務をはじめ、民間企業での農福連携、あとは地域おこし協力隊の支援事業など、様々な地域の課題に携わってまいりました。こうした現場の実践力と経営の視点を活かし、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら、新地町の地域経済の発展、持続可能なインフラ、福祉の構築に全力を尽くす所存でございます。そのためにお一人お一人との対話を大切にし、町民の皆様の期待に応える活動を行ってまいります。先輩議員の皆様はもとより、町長をはじめとする行政の皆様、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

◎諸般の報告

○遠藤　満議長　日程第５、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中の６月30日、４番、寺島博文議員から辞職願の提出があり、地方自治法第126条の規定により同日これを許可しておりますので、会議規則第99条第２項の規定により報告いたします。

次に、閉会中の議員の辞職に伴い、欠員となった産業厚生常任委員長については、７月13日に開催した産業厚生常任委員会において互選されましたので、選任報告をいたします。

委員長に副委員長であります10番、井上和文議員が選任され、これに伴い、副委員長が欠員とな

ることから、副委員長に５番、吉田博議員が選任されました。

次に、閉会中の議員の辞職に伴い、欠員となった議会運営委員については、委員会条例第６条第１項の規定により、議長の指名により５番、吉田博議員を選任いたしましたので、報告いたします。

次に、閉会中の議員の辞職に伴い、欠員となった議会運営副委員長について、９月１日に開催した議会運営委員会において互選され、副委員長に10番、井上和文議員が選任されましたので、報告いたします。

次に、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その２として印刷してお手元に配付いたしております。

次に、監査の結果の受理でありますが、一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和７年度５月分及び令和８年度５月分、６月分、７月分について、下水道事業会計の例月出納検査が令和８年度５月分、６月分、７月分について並びに定期監査の実施結果の報告がありましたので、印刷してお手元に配付いたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理でありますが、議案第31号から議案第47号までの17件が提出されております。

また、令和７年度新地町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び新地スマートエナジー株式会社の経営状況についてが提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理でありますが、５番、吉田博議員はじめ４名の議員から12件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○遠藤　満議長　日程第６、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生の各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。

また、産業厚生常任委員会委員長から、行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付しております。

◎議案の報告上程

○遠藤　満議長　日程第７、議案の報告上程については、町長から提出された議案第31号から議案第47号までの17件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤　満議長　日程第８、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀　武町長登壇〕

○大堀　武町長　本日ここに、令和８年第４回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、別添附議事件でお示しをいたしましたとおり、専決処分の承認を求めることについてなど、17件の議案についてご提案いたしております。

議案の説明に先立ち、令和８年熊本地震及び令和８年８月千葉豪雨により亡くなられた方々に対しまして、ご冥福をお祈りしますとともに、石川、富山、福井各県の豪雨被害に遭われました皆様に対しましても、心よりお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧を願うものでございます。

次に、去る８月30日に執行されました任期満了に伴う新地町長選挙では、３人の立候補者があり、町民からの支援を得てご当選されました泉田晴平氏には心からお祝いを申し上げます。選挙の投票率は70.22パーセントで、選挙戦となった８年前より7.18ポイント下回りましたが、町民の公約に対する関心は高く、公約の実現に向けてしっかりと対応していただくようご期待申し上げるものであります。

また、新地町議会議員補欠選挙において当選の栄誉を得られました佐藤和幸議員に対し、お祝いを申し上げますとともに、今後の町勢進展のため、ご活躍をご期待申し上げる次第であります。

続きまして、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

７月26日に「第46回福島県消防操法相馬地方大会」がそうま日立木カントリーエレベーターの広場で開催され、自動車ポンプ操法の部に第２分団が出場いたしました。これまで訓練に励んでこられました選手や指導いただきました消防団幹部、そして応援いただきました多くの皆様に感謝申し上げるものであります。

次に、企画政策課関係について申し上げます。

初めに、国勢調査の速報値についてです。昨年10月１日を基準日として実施された５年に１度の国勢調査の速報値が公表されました。当町は人口が7,483人、世帯数が2,800世帯でした。前回調査と比較しますと人口は422人の減少、世帯数は52世帯の増加となっております。なお、人口減少率は、福島県平均が6.6パーセントに対し、当町は5.3パーセントとなっています。

続きまして、地域公共交通会議についてご報告いたします。

去る６月から８月にかけて「新地町地域公共交通会議」を２回開催いたしました。会議では、当町の地域公共交通の見直しについて議論を行い、「今年度末でのしんちゃんバスの運行廃止」と「新年度からのしんちゃんタクシーの見直しによる制度拡充」を行うことについて協議が調いました。今後は、これらの移行に向けて事務手続や町民の皆様への周知に遺漏がないよう適切に努めてまい

ります。

次に、税務課関係について申し上げます。

令和８年度の賦課徴収業務としまして、６月に町県民税の普通徴収分を、７月には国民健康保険税の納付書を発付いたしました。また、固定資産税の家屋の課税根拠となる新築家屋調査については、今年度は８月末現在６件の家屋評価を行っております。

次に、町民生活課関係について申し上げます。

７月は、社会を明るくする運動の強化月間となっており、７月１日に関係団体参加による街頭・広報活動を行ったところです。また、広報紙やホームページに啓発記事を掲載するとともに、保育所や児童館を利用している子どもたちには啓発キャラクターの「ぬりえ」に取り組んでいただくなど、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域」となるよう運動の推進に努めました。

人権擁護では、人権擁護委員を中心に児童が優しさと思いやりの心を体得することを目的とした「人権の花運動」を実施しました。本年は、駒ケ嶺小学校の児童24名が植えた花を「なごみの里福田」などにおいて一つひとつ手渡しで贈呈いたしました。

また、７月16日から25日まで、「優しさとゆとりを持って安全に」をスローガンに掲げ、「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」を展開いたしました。なお、運動に先立ち、７月15日には農村環境改善センターで「交通安全出動式」を開催し、交通事故防止の啓発活動を実施したところであります。

次に、物価高騰対策として、物価高騰による家計の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内の各世帯へ町指定ごみ袋の無料配布を行政区・地区を通じて行っております。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。

「令和８年度敬老会」を９月19日に文化交流センターにおいて敬老祝い金等が渡される節目の年の方を招待しておりますが、町民皆様のご参加により開催を予定しております。

９月６日、７日には、保健センターにおいて住民総合検診を実施します。40歳以上の社会保険の被扶養者の方及び６月に受診できなかった方が対象となります。検診結果につきましては、速やかに通知を行い、要精検や要医療と判定された方に精密検査の受診や早期治療を勧奨するとともに、生活習慣の改善が必要な方の事後指導を行ってまいります。

令和８年８月より妊産婦や子育て世帯、子どもが抱える悩みや困り事に対し、相談できる新地町こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両機能が連携し、相談内容に応じて医療、福祉、教育関係などと連携を図りながら継続的に支援してまいります。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

農林水産関係につきましては、食の安全・安心及び風評被害対策として、自家消費農産物の放射性物質検査を継続して実施しており、検査結果は広報紙等で公表しております。８月末現在で３件

の検査を実施しておりますが、基準値を超過した農産物はありませんでした。

有害鳥獣被害対策につきましては、農地への侵入防止対策として電気柵の補助１件及び捕獲隊によりイノシシ22頭を捕獲しております。また、緊急銃猟などを盛り込んだツキノワグマ等市街地出没対応マニュアルを８月に策定し、熊が出没した際の対応として体制を整備したところであります。

さらに、農業振興地域整備計画の全体見直しを行い、７月31日に公告をしたところであります。

産業基盤整備関係につきましては、町内６箇所の排水機場において、営農に支障がないよう各種の小規模修繕工事を行いながら維持管理に努めているところであります。また、多面的機能支払交付金事業では、農地の維持活動を支援しながら地域資源の適切な保全管理を推進してまいります。

商工観光関係につきましては、釣師浜海水浴場を７月17日から８月11日まで開設したところでありますが、天候不順が多く、来場者数は約1,600人でした。あわせて、８月１日にはしんちの夏のイベント「遊海しんち2026」を開催しました。昨年同様に暑さ対策として開催時刻を繰り下げ、15時からとしたところであり、来場者約１万2,000人の集客がありました。また、夜には4,000発の花火を打ち上げ、新地の夜を飾りました。

また、７月23日には、いわき市から新地町までの太平洋沿岸をつなぐ180キロメートルの「ふくしま浜通りサイクルルート」が国土交通省より東北地方で初めて「ナショナルサイクルルート」として指定されました。

次に、都市建設課関係について申し上げます。

初めに、６月から９月にかけ実施されました道路河川愛護活動につきましては、厳しい暑さの中、多くの町民の皆さんにご参加をいただき、誠にありがとうございました。

工事等発注については、６月26日に杉目地区の橋梁保全工事を、７月１日に駒ケ嶺町地区の道路改良工事を、７月29日に町道維持補修工事を、８月３日に高田地区の歩道設置工事及び富倉地区の交通安全対策のための業務委託を、８月28日に橋梁を補修するための設計業務委託を発注いたしました。

都市計画事業に関しましては、地区計画が１件、屋外広告物の更新が５件ありました。建築確認関連事務に関しましては17件となっております。

住宅関係については、町営住宅の入居募集を行った結果、３世帯の入居を決定しております。

５月に広報等によりお知らせをした住宅関係補助金の申請件数については、「高齢者にやさしい住まいづくり助成」が３件、「耐震診断」が１件となっております。

釣師防災緑地公園では、７月11、12の両日、パンプトラックのオープン６周年を記念し、施設の無料開放を行いました。また、翌週の18日と19日には「第６回パンプトラックフェスティバル」が開催され、町民や県内外から102名がレースに臨み、タイムを競い合いました。また、公園ではそのほか民間によるイベント事業が行われました。

下水道事業に関しましては、住宅新築に伴い、４箇所の公共枡設置工事を、６月26日に福田処理

場余剰汚泥引き抜きポンプ更新工事を発注しております。

また、８月末時点において下水道接続申請件数は５件となっております。

教育総務課関係について申し上げます。

学校関係ですが、小中学校については、７月18日から８月24日まで夏季休業となり、期間中は事故等もなく、８月25日より第２学期をスタートしております。なお、夏休み前には、夏休み期間中の子どもたちの危険防止の観点から、産業振興課と合同で町内ため池のパトロール実施及び海水浴場以外の海岸へ遊泳禁止の赤旗を設置するなど事故の未然防止を図りました。

尚英中学校においては、７月12日に南相馬市で開催された「福島県吹奏楽コンクール相双支部大会中学校小編制の部」に出場し、銀賞を受賞しました。

７月19日からは、県内各地区で中体連県大会が開催され、陸上部、剣道部、卓球部、柔道部の選手が相双地区の代表として出場しました。

各会場で熱戦が繰り広げられ、柔道男子個人戦55キロ級に出場した佐藤樹さんが見事優勝を果たし、全国大会への出場権を獲得しました。そして、８月21日、岡山県で行われた全国大会では、１回戦を勝ち抜き、２回戦で惜しくも敗れましたが、堂々とした戦いを見せました。

８月３日から５日には、中学２、３年生を対象とした「新地町トライ塾」を開講し、延べ134名の生徒が参加しました。参加した生徒たちは、仙台から招いた予備校講師による国語、数学、理科などの授業に真剣に耳を傾け、集中して問題に取り組んでいました。

生涯学習関係については、「第30回新地町少年の主張大会」を７月７日に町文化交流センターにおいて開催し、小学生６名、中学生３名の児童生徒の皆さんから、日頃感じていること、将来のこと、まちづくりへの思いなど、貴重な意見を発表していただきました。

また、「第30回姉妹・友好都市シニアリーダー研修・交流会」が８月４日から６日に北海道伊達市で開催され、本町からは当町出身の相馬高等学校生徒３名、相馬農業高等学校生徒１名、スタッフとして大学生２名、合わせて６名が参加し、伊達市の魅力を体感しながら、他市町の生徒と交流や親睦を深め、シニアリーダーとしての資質向上に努めました。

新地町民プールについては、７月18日から８月21日までオープンし、夏休み期間中の子どもや町民の方々に利用していただきました。

また、８月15日の福島県民の日に合わせて町民プール、フットサル場などの町内スポーツ施設を無料開放し、多くの町民の方々にスポーツに親しむ機会を提供いたしました。

文化振興については、７月18日に夏休み映画上映会「ボス・ベイビー・ファミリー・ミッション」を上映し、子どもから大人まで多くの方に楽しんでいただきました。

図書館については、６月20日から30日にかけて図書館内の全資料の点検を行い、適切な資料管理に努め、７月８日から15日に夏休み特別個人貸出事業として町内全小学校の児童に学校での本の貸出しを行いました。

さらに、夏休み期間中に「ぬいぐるみおとまり会」や「図書館きてミッション」等のイベントを実施し、町民の皆さんに楽しく利用していただけるよう読書推進に努めました。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第31号　専決処分の承認を求めることにつきましては、令和８年８月30日執行の新地町長選挙及び新地町議会議員補欠選挙などに関する令和８年度新地町一般会計補正予算（第２号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第32号　新地町教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員１名の任期が令和８年９月30日に満了するので、新地町谷地小屋字駒込45番地の３、安達江合子氏を適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第33号　新地町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、行政手続法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号　新地町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災復興特別区域法及び東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号　福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島復興再生特別措置法第26条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号　福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等推進事業における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号　新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が施行され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号　新地町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が施行され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号　令和８年度新地町一般会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出それぞれ１億5,900万円を増額し、歳入歳出それぞれ56億8,720万円とするものであります。

歳入補正の主なものでは、町税で1,639万9,000円、デジタル基盤改革支援補助金による国庫支出金で543万1,000円、多面的機能支払交付金による県支出金で255万8,000円、前年度決算による繰越金で１億2,345万8,000円、諸収入で1,115万4,000円をそれぞれ増額しております。

歳出補正の主なものでは、総務費は１億2,750万3,000円の増額で、主な内訳は、役場庁舎の修繕費で216万2,000円、財政調整基金積立金で１億2,100万円、ガバメントクラウド運用管理補助業務で158万4,000円、自治体システムの標準化・共通化移行業務で79万3,000円、税の過年度歳入還付で130万円、戸籍附票システム支援措置等連携環境構築で163万4,000円をそれぞれ増額、クラウド使用料で336万3,000円の減額、民生費は63万8,000円の増額で、主な内訳は、介護保険特別会計繰出金で105万2,000円の増額、後期高齢者医療特別会計繰出金で226万6,000円の減額、衛生費は569万2,000円の増額で、主な内訳は、健康課題解決事業で66万円、保健センターの冷温水ポンプなどの修繕費で623万2,000円をそれぞれ増額、市町村先駆的民間プログラム活用事業補助金で120万円の減額、労働費は93万9,000円の増額で、主な内訳は、勤労青少年ホームの修繕費で78万1,000円の増額、農林水産業費は2,166万1,000円の増額で、主な内訳は環境保全型農業推進事業補助金で224万円、湛水防除設備の修繕費で100万円、多面的機能支払交付金で345万5,000円、農地費の小規模工事で211万8,000円、林道区画線整備事業で1,354万9,000円をそれぞれ増額、土木費は162万8,000円の増額で、主な内訳は、ホイルローダー修繕費で112万1,000円を増額、教育費は93万9,000円の増額で、主な内訳は、総合体育館の消防設備等修繕費で108万1,000円の増額、文化交流センターの工事費で200万円を減額しております。

次に、議案第40号　令和８年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,399万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ８億8,211万6,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で1,399万9,000円を増額するものであります。

歳出補正としましては、国保基金積立金で1,199万9,000円、予備費で200万円をそれぞれ増額するものであります。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第41号　令和８年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,319万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ９億4,644万7,000円とするものであります。

歳入補正としましては、繰入金で105万2,000円、前年度決算による繰越金で6,151万3,000円、諸

収入の雑入で63万2,000円を増額するものです。

歳出補正としましては、総務費の一般管理費で52万8,000円、介護認定調査会費で52万4,000円、基金積立金で3,051万6,000円、過年度歳入返還金で3,162万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第42号　令和８年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入補正において、前年度決算により繰越金226万6,000円を増額し、一般会計からの繰入金を226万6,000円減額する組替え予算となっております。

次に、議案第43号から議案第47号までの５議案につきましては、令和７年度新地町一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の決算認定議案であります。

各会計決算については、監査委員からの審査意見書並びに主要な施策の成果説明でお示しをしておりますので、概要のみについて申し上げます。

なお、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全ての指標で基準内の比率となっております。

初めに、議案第43号　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額61億551万3,000円、歳出決算額は57億8,381万2,000円、歳入歳出差引額は３億2,170万1,000円ですが、繰越明許費など翌年度への繰越財源が8,070万6,000円となっており、実質収支額は２億4,099万5,000円となっております。

歳入は、前年度より５億874万9,000円の減額となっております。

主なものでは、町民税や固定資産税などの税収が9,322万円、森林整備補助金などの県支出金が331万円、道路橋梁債などの町債が6,450万円の増となっておりますが、定額減税減収補填特例交付金などの地方特例交付金が3,291万7,000円、震災復興特別交付税などの地方交付税が5,431万8,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの国庫支出金が１億3,177万6,000円、繰越金で３億4,821万3,000円、財政調整基金繰入金などの繰入金が9,407万1,000円、みらいを描く市町村等支援事業助成金などの諸収入が5,067万2,000円の減となっております。

歳出は、前年度より４億8,492万6,000円の減額となりました。主なものでは、民生費で1,053万4,000円、教育費で2,174万1,000円、公債費で9,947万5,000円が増となりましたが、総務費で1,077万1,000円、衛生費で5,557万6,000円、農林水産業費で３億6,710万3,000円、商工費で１億2,377万3,000円、土木費で2,865万9,000円、消防費で2,728万1,000円の減となっております。

主な事業としては、藤崎排水機場２号ポンプの整備工事、駒ケ嶺停車場高田線及び駒ケ嶺新地線の道路改良費などの公共施設の整備・改良や新地町第６次総合計画後期基本計画の策定などを行いました。

町民生活への対応では、物価高騰対策として国の地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰生活支

援金や物価高対応子育て応援手当などを支給いたしました。

次に、議案第44号　令和７年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で８億3,931万3,000円、歳出決算額で８億2,531万3,000円、歳入歳出差引額は1,400万円となっております。

歳入では、繰入金、繰越金が増となりましたが、国民健康保険税、県支出金などが減となっております。

歳出では、基金積立金などは増となりましたが、保険給付費などが減となっております。

次に、議案第45号　令和７年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で８億9,050万4,000円、歳出決算額で８億2,899万円、歳入歳出差引額は6,151万4,000円となっております。

歳入では、介護保険料、県支出金、繰越金などが増となりましたが、支払基金交付金などが減となっております。

歳出では、居宅介護サービス費などが増となりましたが、施設介護サービス費、高額介護サービス費が減となっております。

次に、議案第46号　令和７年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で２億3,277万8,000円、歳出決算額で２億3,051万1,000円、歳入歳出差引額は226万7,000円となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰越金などが増となりましたが、その他の収入が減となっております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などが増となりましたが、その他の支出が減となっております。

次に、議案第47号　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入が３億8,099万8,000円、支出が４億3,607万円となっております。この結果、令和７年度は5,507万2,000円の純損失となっております。

資本的収支では、収入が１億7,673万3,000円で、支出が２億8,817万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する１億1,143万7,000円は、引継金で補填しております。

以上、提出いたしました議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いします。

○遠藤　満議長　提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前１０時５０分　　休　憩

午前１１時２４分　　再　開

○遠藤　満議長　それでは、再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎相馬方部衛生組合議会議員の選挙

○遠藤　満議長　日程第９、相馬方部衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

相馬方部衛生組合議会議員に１番、佐藤和幸議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました１番、佐藤和幸議員を相馬方部衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した１番、佐藤和幸議員が相馬方部衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま相馬方部衛生組合議会議員に当選された１番、佐藤和幸議員が議場におられます。

会議規則第33条第２項の規定によって当選の告知をいたします。

◎議案第３２号の質疑、採決

○遠藤　満議長　日程第10、議案第32号　新地町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから議案第32号についてを採決します。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○遠藤　満議長　ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に５番、吉田博議員及び６番、八巻秀行議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○遠藤　満議長　念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤　満議長　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

〔投　　票〕

○遠藤　満議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。５番、吉田博議員及び６番、八巻秀行議員の開票立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○遠藤　満議長　投票の結果を報告します。

投票総数　　１１票

有効投票　　１１票

無効投票　　ゼロ票

有効投票のうち

賛　　成　　１１票

反　　対　　ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第32号　新地町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○遠藤　満議長　本日、令和７年度の決算審査報告のため、横山薫代表監査委員に出席を求めております。

入室のため、暫時休憩いたします。

午前１１時３７分　　休　憩

午前１１時３８分　　再　開

○遠藤　満議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎監査委員の報告、質疑

○遠藤　満議長　日程第11、議案第43号　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第44号　令和７年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号　令和７年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号　令和７年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定についての５件を一括議題とします。

ここで、決算に対する監査委員の審査意見について説明を求めます。

横山薫代表監査委員。

〔横山　薫代表監査委員登壇〕

○横山　薫代表監査委員　私から、令和７年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果及び新地町下水道事業会計決算、財政健全化等の審査意見を一部朗読をもってご報告申し上げます。

初めに、令和７年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果については、地方自治法第233条第２項及び同法第241条第５項の規定により審査に付され、その事業の執行状況及び内容等について審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

審査の対象は、令和７年度新地町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の４会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況等について、本年８月４日から４日間にわたり、委員会室で審査を実施しました。

次に、審査の基本方針ですが、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、各担当課から内容を聴取しながら、予算の執行状況、実質収支、財産の管理及び基金の運用状況が適法性、効率性、有効性に基づいて適正に履行されているかを主眼として、定期監査及び例月出納検査等の結果も考慮し、審査を行いました。

審査の結果については、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに実質収支等の関係書類は、

法令の規定に準拠して作成され、計数も正確であると認めました。

財産に関する調書については、公有財産、債権及び基金の計数はいずれも正確であると認めました。

基金の運用状況については、基金設置の目的に沿って適正に運用されており、計数も正確であると認めました。

工事・委託・備品購入業務について、抽出により書類を審査した結果、関係法令に基づき執行されたものと認めました。

次に、審査意見として、次の事項については留意されるよう要望いたします。

令和３年度から６年度までの４か年にわたり、普通交付税の不交付団体となっていましたが、令和７年において財政力指数が0.92となり、1.0を下回ったため、普通交付税の交付団体となりました。今後は、普通交付税が重要な財源となることから、その取扱いについては、中長期的な試算に基づく歳入予算の編成と計画的な歳出予算の執行が求められます。昨今の物価高騰の影響を踏まえると、経常経費の増加による財政の硬直化が危惧されますので、既存の運営方法にとらわれず、限られた財源を有効かつ効果的に活用し、持続可能な財政運営に努められますよう要望します。

次に、予算執行ですが、地方自治法では各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないと規定されているところでありますが、令和７年度においては、一般会計の翌年度繰越額が４億6,342万2,000円で、前年度より２億777万8,000円の増加、不用額が３億4,991万8,000円で、前年度より5,282万6,000円の増加となりました。予算の積算内容を充分に検証し、適切な予算額の計上と計画的な事業管理及び適正な事業執行に努めていただくことを要望します。

次に、契約事務関係につきまして、翌年度繰越額が前年度より増加しておりますが、効率的な予算執行及び事業の実施を図る観点から、入札の実施を推奨するとともに、早期の発注、無理のない工期の設定及び適正な業者選定を行うなどして、事業の迅速化と品質の向上が図られることを強く要望します。

次に、基金の運用については、基金設置の趣旨が充分達成されるよう、常に利用状況を把握するとともに、適正かつ効率的な運用に努めていただくことを要望します。

全体を通して、さらに緊張感のある内部統制を強化し、各課とも法令・例規・条例などに基づく正規取扱いの徹底と予算の効率的な執行に努めてください。

以下、８月７日に審査を行いました工事・委託及び備品購入契約事務関係の抽出一覧表、そして特別会計を含む各会計の決算状況を取りまとめました。さらに、各会計の決算状況については記載のとおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で歳入歳出決算関係の報告を終わります。

次に、新地町下水道事業会計につきまして、地方公営企業法第30条第２項の規定により審査に付

され、その事業の執行状況及び内容等について審査した結果を次のとおり意見をつけて報告いたします。

審査の対象は、令和７年度新地町下水道事業会計決算で、決算報告書及び損益計算書、貸借対照表などにより審査を実施しました。

町長から提出された決算書、附属明細書、事業報告書が、地方公営企業法、その他の関係法令の規定に準拠して作成されているか、並びに下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、証書類との照合等、一般に公正妥当と認められる審査の基準に準拠し、通常実施すべき審査手続を実施しました。

審査の結果については、審査に付された決算諸表は、関係法令の規定に準拠して作成されており、令和７年度の経営成績及び令和８年３月31日現在の財政状況を適正に表示しているものと認められます。

次に、審査意見を申し上げます。まず、経営成績については、当年度純損益が5,507万2,000円の純損失、つまり赤字決算となっていることや一般会計からの繰入金も少なくないため、一般会計への依存度を少なくする経営を図られることを要望します。

次に、財政状態については、流動負債額が１年以内に現金化できる流動資産額を上回っており、短期的な支払い能力に課題があると考えられます。事業の実施に当たり、問題が生ずることがないよう財政運営に努めてください。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和７年度財政健全化等、審査意見についてでありますが、同法第３条第１項及び第22条第１項の規定により、審査に付された令和７年度決算における健全化判断比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

初めに、審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

次に、審査結果における総合意見ですが、審査に付されました健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以下、各比率の区分、早期健全化基準及びこれらに対する比率並びに個別意見については記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、是正・改善を要する事項について多く指摘すべき事項はありませんでしたが、特に実質公債費比率が大きくなっていることから、今後はさらに厳しい財政運営が予想されます。引き続き町民のニーズに合った事業と予算の編成及び計画的な予算の執行に努められ、最小限の費用で最大限の効果を上げることを望みます。

職員の皆様には、職場環境や体調管理に充分留意され、使命感を持って達成されることを期待し、報告を終わります。

令和８年９月４日、新地町代表監査委員、横山薫。

○遠藤　満議長　代表監査委員の説明が終わりました。

これより決算審査意見に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置

○遠藤　満議長　お諮りします。

議案第43号から議案第47号までの令和７年度決算認定５件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第47号までの令和７年度決算認定５件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

◎決算審査特別委員会正副委員長の選任

○遠藤　満議長　次に、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、決算審査特別委員会委員長に10番、井上和文議員、同じく副委員長に２番、大内広行議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員長に10番、井上和文議員、同じく副委員長に２番、大内広行議員を選任することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

井上和文決算審査特別委員会委員長。

〔井上和文決算審査特別委員会委員長登壇〕

○井上和文決算審査特別委員会委員長　ただいま決算審査特別委員会委員長に選任されました井上和文です。一言ご挨拶を申し上げます。

決算審査特別委員会は、予算が適正かつ効果的に運用、執行されたかどうかを確認し、その結果を検証することにより、今後の行政課題に活かしていくことを考え、決算審査を進めてまいりたいと思います。長丁場となりますが、大内広行副委員長とともに円滑な委員会運営を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○遠藤　満議長　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前１１時５６分　　散　会

第 4 回 定 例 町 議 会

（第　2　号）

令和８年第４回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和８年９月１５日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

５　番　吉　田　　博　議員

１．大堀町政の成果について

２．役場庁舎内の案内表示および職員の接遇について

３．消防車両の適切な配備について

４　番　牛　坂　毅　志　議員

１．令和３年の大戸浜地区の盛土の予算について

２．ナショナルサイクルルートについて

３．遊休農地の制度化について

４．震災に対応出来るボランティア活動の受け入れ体制について

５．勤労者に対する支援事業について

６　番　八　巻　秀　行　議員

１．住みやすい町づくりについて

２．地域おこし協力隊の確保について

１０番　井　上　和　文　議員

１．１０年後の新地町を見据えて

２．指定管理制度について

出席議員（１２名）

１番	佐藤和幸 議員	２番	大内広行 議員
３番	村上勝則 議員	４番	牛坂毅志 議員
５番	吉田　博 議員	６番	八巻秀行 議員
７番	三宅信幸 議員	８番	寺島浩文 議員
９番	菊地正文 議員	１０番	井上和文 議員
１１番	水戸洋一 議員	１２番	遠藤　満 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀　武	
副町長	岡崎利光	
総務課長兼会計管理者	佐藤武志	
企画政策課長	小野和彦	
税務課長	八巻仁志	
町民生活課長	大和田康浩	
保健福祉課長	佐藤茂文	
産業振興課長兼農業委員会事務局長	加藤伸二	
都市建設課長	岡田健一	
教育総務課長	中津川秀樹	

職務のための議場出席者

事務局長	大堀勝文	
書記	千葉奈菜	
書記	荒　萌生	

午前１０時００分　　開　議

◎開議の宣告

○遠藤　満議長　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

○遠藤　満議長　日程第１、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

５番、吉田博議員。

〔５番　吉田　博議員登壇〕（拍手）

○５番吉田　博議員　議席番号５番、吉田博であります。通告に従い一般質問をいたします。

先月の30日に新地町町長選挙が行われました。報道によりますと今回の町長選挙の投票率は70.22パーセントで、これまで行われてきた新地町長選では最低の投票率と評されております。議会議員選挙の投票率を見ますと、2007年の選挙で82.79パーセント。私が初めて立候補した2011年では80.54パーセント。２期目は2015年で76.09パーセント、３期目は2019年で72.52パーセント、４期目は2023年で69.8パーセントと毎回毎回投票率が落ちているという結果が出ております。議会において、町民の皆様にアンケートを取りました。このことについて私の後援会の仲間と話をする機会を持ちましたところ、今さら遅過ぎると。選挙権が18歳になって若者の関心がないのでないかとか、議員なんて誰がやっても同じだよと評する方。次の選挙もまた同じ顔ぶれになるのか、あるいは町長も議員も選挙のときは町民の声を反映しますと言うけれども、我々の意見が何に反映されたのか分からないけれども、どうなっているのだというような意見をいただきました。私は返す言葉もなく、非常に残念でなりませんでした。この数字は町民が、町政に対する関心度が低くなったことは確かであると思います。来年は議会議員の選挙があります。このことを重く受け止めて、議会改革の必要性が一段と強くなった時代であり、このような方々にはぜひ議会傍聴をお願いした次第であります。

さて、本日私の質問の１件目は、大堀町政の成果であります。大堀町長は、さきの６月議会で、今期限りで引退の表明をしました。大堀町長の当初の選挙戦で、将来の子どもたちに借金を残さないというこれまでの町長選挙にはなかった言葉に、私は感銘したことを覚えております。そのようなことから、大堀町長の８年間の町政の成果や新たな町長に対するアドバイスなどについてお伺いしたいと思います。

１件目、これまで２期８年において、大堀町長ご自身が描いた新地のまちづくりができたのか、あるいは不充分なところがあったとすればどこなのか、これまでの大堀町政において取り組んできた施策や成果についてどのように総括をするのかお伺いしたいと思います。

次に、２件目、役場庁舎内の案内表示及び職員の接遇についてでありますが、なかなか役場に行く用件もなく、久しぶりに役場に行ったという複数の町民の方から意見がありましたので、この機会に質疑をしたいと思います。まず、町民が相談したいと思っていることをどこの部署に行けばよいのか分からないということで、案内所をつくってほしいという相談がありました。我々議員より役場の用件が少ない町民の方々には案内が必要なことと思いますので、１番目として役場の窓口表示を分かりやすくしてほしいとの要望で、玄関口に矢印をつけた庁内案内所への看板を作成し、その誘導をして適切な窓口に案内すべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

２番目に、周りが気になって充分な相談ができなかったとの意見がありました。職員が相談内容や相談者の状況に応じて個室あるいは相談室を適切に活用するなど、プライバシーに充分配慮した対応が行われているのかお伺いいたします。

次に、３番目として、サラリーマンの方からの意見で、行政相談日については毎月10日としており、休日の場合は翌平日となっておりますが、平日に勤めている方は相談のために休暇を取得する必要があります。町民の相談機会を拡充する観点から、月に１日程度の休日行政相談を実施する考えはないかお伺いいたします。

次に、４番目として、町民が相談に行ったが、話の途中でそれは弁護士に相談してはどうかと言われたという方がおりました。行政相談内容とか、あるいは相談時間には制限があるのかどうかをお伺いいたします。

次に、５番目として、職員が来庁者から過度な要求や暴言など、いわゆるカスタマーハラスメントを受けるような場合、職員を守るための適切な対処、対応が必要であると考えます。

そこで、①として、現在職員の接遇に関する基準や来庁者からのハラスメントが発生した場合の対応マニュアルは整備されているのかお伺いいたします。

②として、職員を守るため今後どのような対策を講じていくのか、町の考えをお伺いいたします。

３件目は、消防車両の適切な配備についてお伺いいたします。近年まれに見る災害が、日本をはじめ世界各地で広がっております。ある学者が経済誌に論評を掲載しておりました。地球温暖化はCO_2が原因とまことしやかに言われているが、最も必要なことは地球は生きている。生きているということは必ず老化現象を発するということをしっかり認識すべきであり、CO_2を削減したところで地球は元に戻ることはない。したがって、人間は地球を蘇生することはできないが、延命することはできる。地球上の人間の暮らしを変えるべきとの結論でした。これは、戦争などで地球を滅ぼすのではなく、地球の異変を感じて人間が安全に住める環境整備を図るべきという提言だと思いました。現実に世界でこれまでにない多くの災害が発生しております。日本もこれまでになく多くの地震や土砂災害などが続いております。やはり東日本大震災もその一つでしょうか。3.11の震度７、これ以来これまでの日本の中で震度７の地震が５回、震度６の地震が32回ありました。これはここ100年の間で最も多い数字と位置づけられております。また、雨量については、10年前と比

較して1.4倍になっているとの環境省の報告があります。このようなことから、町民を水火災から守るため消防体制の見直しは必然的と思いますので、次の質問を行います。

１番として、これまで行政区には消防車両１台以上を配備してきたと思いますが、なぜ第９行政区には配備していないのかをお伺いします。

２番目として、人口減少による我が町の消防体制、消防車両の配置、団員の確保等を見直す必要があると思いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上、３件、８項目についてお伺いいたします。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

〔大堀　武町長登壇〕

○大堀　武町長　５番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

大堀町政の成果についての１点目、これまで２期８年の大堀町政において、取り組んできた施策や成果についてどのように総括するのか伺うについてですが、私が町長に就任しての８年間は、長年勤め、東日本大震災の初動対応を行ってきた町職員としての立場から、将来に向かって震災復興事業や景気経済の急激な停滞の中で、誰もが住んでよかったと思えるまちづくりを掲げ、持続可能なまちづくりを進めていくという全く違う環境の中で、町長という責任は私にとっては想像をはるかに超える重責のものだったと思います。そして、就任の年から、異常気象による２回の台風による豪雨や２度にわたる福島県沖地震、さらには全世界が震撼した新型コロナ感染症など、毎年何かしらの災害が発生するなど、いつ何が起こるか分からない出来事に対し、新地町の未来を思う町のトップとして誠心誠意一生懸命まちづくりに取り組んできた８年間と考えております。

ご質問の２期８年間の総括ということでございますが、新地町がこれから先基礎自治体として存続するための方向性を示す大切な時期であるとの思いから、一歩一歩課題解決に向けてこれまでに経験したことのない多くの仕事をさせていただきました。これも全て議会の皆様からいろいろな事業にご理解を賜り、激励とご協力、そして実務を行ってくれた職員のおかげであり、心から感謝をしております。

２期８年を振り返りますと、１つ目として、東日本大震災関連事業で、事業の見直しと補助メニューの変更や財源対策債による財源確保をした駒ケ嶺公民館の建設や福田保育所建設。漁業関係では、新地荷捌き施設と漁具干場の建設を行い、漁業の活性化と風評被害の払拭を図ってまいりました。観光資源の活用として、釣師浜海水浴場の監視塔、海釣り公園施設の震災からの復旧、鹿狼山の駐車場整備、駒ケ嶺駅前トイレの建設など、誘客への利便性による交流人口の増進に努めたところであります。

２つ目に、安心安全なまちづくりの防災対策では、令和元年の台風による水道企業団の導水管流出により、長期間に及ぶ断水や令和３年、４年の福島県沖地震による水道配水管の破損による長期断水などで自衛隊による給水を行いましたが、時間制限などで満足な給水は行われなかったと思う

ところであり、活用範囲の広い給水車と給水タンクを購入し、断水対策を講じたところであります。また、地震による津波、さらには近年頻発している線状降水帯による豪雨や土砂災害などの町民の意識向上という観点から、防災マップの全戸配布を行いました。また、ハード事業の実施においては、町の将来財政負担を抑えるべく創意工夫し、国、県に対し要望活動を行うなどして財源の獲得を行ってまいりました。そして、交通安全対策としては、これまでの懸案事項とされていた駒ケ嶺地区の交差点拡幅改良及び通学路である立田川への歩道橋の工事に着手しているところでもあります。さらに、県道金山新地停車場線の福田地区においては、福島県へ積極的な要望を行い、今年度用地買収が行われているとの報告を受けております。また、国道６号においては、作田地内の６号線が通学路となって危険な状態にあったことから、国交省への再三にわたる要望活動を行い、歩道の設置が完了しております。同様に、小川地区と富倉地区内の６号線においては、濁川から南側の未整備区間、通称エックス交差点の改良に向けた測量設計が行われております。あわせまして、近年核家族化が全国的に進み、高齢者世帯の比率が高まってきていることを踏まえ、孤独死が都市部のみならず、当町でも増えてきていました。その対策として、地域が高齢者世帯の事件、事故を未然に防ぐ早期発見に心がける体制の一歩として、高齢者世帯等見守り活動支援事業を各地区を対象に設立いたしました。

３つ目に、快適で活力あるまちづくりでは、子育て世帯の負担軽減策として、各自治体に先駆けた保育所同時入所の２人目保育料無償化、副食費の無償化、保育料納入者に対する年間３万6,000円の助成金、小中学校の米飯給食の全額支給、さらに学校給食費の無償化を行い、保護者の負担軽減をいたしました。また、若者の移住、定住策としては、定住促進住宅入居者に対する助成金やUターンと近隣企業の雇用者確保を図ることとした奨学金返還支援助成事業の創設や福田分譲住宅地を造成し、移住者に対する住宅建設の支援事業を行うとともに、一歩踏み込んで町内全域へと拡大してまいりました。企業誘致では、新地南工業団地に株式会社ソーカと杉孝を誘致し、団地内の販売区画が利用されております。

４つ目に、新型コロナウイルスのパンデミックでは、これまでにない全世界が感染症の危険にさらされ、医療危機や社会経済危機を巻き起こしました。当町でもその影響は甚大なものだったと認識しております。２か年度にわたって実施した集団予防接種は、ワクチンの確保や接種の方法で対象者全員がスムーズに短期間で接種できる体制づくりについて、試行錯誤しながら実施したことが思い浮かんでまいります。そのような中で、将来を担っていく子どもたちの成長を思い、各小中学校にオゾン発生装置を設置し、感染防止対策を取りました。さらには、環境整備として各教室などへのエアコン設置やトイレの洋式化なども行ってまいりました。

５つ目に、令和３年と令和４年の福島県沖地震では、当町の全住民が２度にわたり住宅や倉庫、納屋の倒壊などの建物被害が相当数発生いたしました。東日本大震災から10年が経過し、生活もやっと落ち着き、ふだんの生活に戻りつつある中でのこの震災は、心身ともに相当のダメージがあっ

たことと思います。このことから、生活再建の第一歩として、１世帯３万円の災害家屋等見舞金を２度にわたり支給いたしました。また、公共施設の建物、道路、下水などインフラにも多大な被害を受ける中で、これまで福島県町村会理事を務める中で国や福島県とのつながりを持って、災害復旧に向けた補助金の要望や災害の認定など、いち早い復旧事業に対し、人員確保や財源確保に傾注してまいりました。そのような中にあっても、新地町町制施行50周年記念式典や新地町三村合併70周年記念式典という節目の年に各種事業を行い、さらには新地町出身の画家や建築家等の偉人の町民への周知等の事業を実施し、町民の皆様が参加し、本当に輝いて祝ってくれたことは、私にとって夢に向かって輝ける町であると感慨深いものがありました。

ここまで町長として２期８年の間、各種施策を通して災害からの復旧、復興、町民の福祉サービスの向上、財政運営の健全化などに対し、私なりに責任を果たすことができたと思っておりますが、本年策定いたしました第６次総合計画後期分に掲げた政策の達成状況は道半ばではありますが、計画達成に向けては新たな感性と努力していただけるであろう次の世代にその思いを託すことが最良の選択だと感じております。今後総合計画を実施する中では、新地町の財政状況は一段と厳しさが増してくるものと考えております。老朽化していく保育所や学校といった公共施設の修繕や建て替え、税の収入と財政調整基金などの各種基金残高、さらには将来負担になっていく起債の償還や一部事務組合への負担金などが、限りある財源の中で計画的な資金管理が必要となってきます。これから新たなリーダーが皆様とともに新地町の未来を築き、そして持続可能な町、持続可能な単独町政を継続していけることを心から願っております。町民の皆様には、２期８年間にわたりご支援とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。今後におきましても残りの期間を全力で取り組んでいく所存でありますので、引き続き新地町発展のため、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、この部分の答弁とさせていただきます。

次に、役場庁舎内の案内表示及び職員の接遇についての１点目、役場の窓口表示を分かりやすくしてほしいとの要望がある。玄関口に「庁内案内所→」の看板を作成し、そこに誘導して適切な窓口に案内すべきと思うが、町の考えを伺うについてですが、令和８年３月議会定例会の牛坂毅志議員の一般質問でも回答しておりますが、令和７年４月からの行政機構改革に合わせて、町では課の案内板を各課の前に、入り口から入ってきた場合に見やすい位置と高さに調整し、新たに設置しております。しかしながら、役場入り口にあります案内板は各フロアの配置図や文字が小さく、課名のみの表示となっており、高齢者や初めて役場に来られた方には分かりづらいものとなっておりますので、今後新たな案内板の設置を検討してまいります。

次に、２点目の職員は相談内容や相談者の状況に応じて個室を適切に活用するなど、プライバシーに充分配慮した対応が行われているのか伺うについてですが、相談者の相談内容や状況に応じて相談室や会議室を利用し、プライバシーに充分配慮していると考えております。

次に、３点目の行政相談日については毎月10日としており、休日の場合は翌平日となっているが、

平日に勤めている方は相談のために休暇を取得する必要がある。町民の相談機会を拡充する観点から、月に１日程度の休日行政相談を実施する考えはないか伺うについてですが、行政相談委員につきましては総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に5,000人、福島県では116名が配置されております。行政相談委員の業務といたしましては、国の行政機関等の業務に関する苦情の相談に応じて相談者に必要な助言をし、関係行政機関にその苦情を通知するなど、ボランティアとして行われております。ご質問の行政相談日につきましては、町が相談日を決めてはおりません。行政相談委員が年間計画を立てて相談しております。なお、９月及び10月の行政相談月間には、定例の相談日のほかに10月25日の日曜日にも特設開設が予定されておりますので、利用いただければ幸いです。

次に、４点目の行政相談内容及び相談時間に制限はあるのか伺うについてですが、総務省では相談内容について、行政の仕事や手続、サービスに関する困り事などとしております。相談時間につきましては基本的に制限はありませんが、業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談の場合などは対応を終了する場合があると伺っております。

次に、５点目の１つ目、職員が来庁者から過度な要求や暴言など、いわゆるカスタマーハラスメントを受ける場合、職員を守るための適切な対応が必要であると考える。職員に関する接遇に関する基準や来庁者からのハラスメントが発生した場合の対応マニュアルは整備されているのか伺う。２つ目の職員を守るため、今後どのような対策を講じていくのか町の考えを伺うについてですが、カスタマーハラスメント対策につきましては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律により、本年10月から多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化として、いわゆるカスタマーハラスメントを防止するため、地方公共団体の任命権者を含む事業主に雇用管理上必要な措置が義務づけられましたが、当町では対応マニュアル等の整備はまだであります。今後、国の人事院規則や厚生労働省の指針、さらには先行している自治体を参考にしながら整備を進めてまいります。

次に、消防車両の適切な配備についての１点目、これまで行政区には消防車両１台以上を配備してきたと思うが、なぜ第９行政区には配備しないのか伺うについてですが、東日本大震災以降、防災集団移転や消防団員の減少などにより、以前の班編成では継続が難しいということで、消防団幹部を中心に約２年にわたり慎重に議論を重ね、平成29年４月に班の再編を行いました。具体的には、定員319名を305名と14名減らし、第10部の作田班と埒浜班を統合、第７部の釣師・大戸浜班を富倉・大戸浜班に、第６部の小川・富倉班を小川・雁小屋班として再編しております。車両の配置については、車両の経過年数や各班の団員数なども考慮し、再配置を行いました。雁小屋班への車両配置をしなかった理由としては、雁小屋班の定数が少なく、車両の維持管理に懸念があることや雁小屋班のエリアが非常に狭いことなどもあり、小川の車両１台で対応はできるという小川・雁小屋班の意見を尊重し、現在の体制となっております。

次に、２点目、人口減少による我が町の消防体制を見直す必要があると思う。町の考えを伺うに

ついてですが、平成22年度の団員数は定員319名に対し318名。平成29年度は、定員305名に対して298名。今年度は定員305名に対して253名の充足であり、平成22年度と比較すると65名減少しております。消防団員の減少については全国的な問題であり、少子高齢化による若年層の減少や会社員の増加に伴う仕事と消防団員活動の両立の難しさが影響していると考えております。消防車両については、現在19台配備しております。林野火災や昼夜の活動に対応するため、現在の19台を継続して配備したいと考えております。大規模災害はもとより、激甚化、頻発化する風水害等に備え、地域の防災力を担う消防団員の確保は必要不可欠と考えております。今後は、福島県や関係機関とも連携し、消防団の意見も参考にしながら、班の編成も含め慎重に調査、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○遠藤　満議長　５番、吉田博議員。

○５番吉田　博議員　改めて再質問いたします。

まず、大堀町長の成果についてのお話がございました。その中で、やはり就任中、我々にも記憶が新たであります２度の大きな台風被害、それから２回にわたる大震災、そして数年続いたコロナ、大変な思いをしたと思います。それから、駒ケ嶺公民館、福田保育所、そして漁業の振興等々、大変な多くのご功績に対して心から御礼を申し上げたいと思います。これまで大堀町長を支えてこられましたご家族の皆さん、そして多くの支援をされた方々、特に奥様は大変なご苦労をされたと思います。そのような方々にこの場でどのようなお声がけをされるのか、もしお話がいただけるのであればお願いしたいと思いますが。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　いや、そっちに来るとは想定していなかったので。いや、ただたださっきまで言ったとおり、職員を含めて、皆さんを含めて、あとはいろんな町民の方含めて、ただ感謝の言葉しかありません。本当に８年間お世話になりましたということでございます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○遠藤　満議長　５番、吉田博議員。

○５番吉田　博議員　職員の方に感謝の言葉をいただきました。私としては、奥様への感謝の言葉、これを充分に時間をかけておっしゃっていただきたいと思います。

さて、次、役場の窓口の表示でございますけれども、今答弁の中に新たな課を編成したときにその案内板を作ったというような答弁だと思います。ただ、その後にやっぱり何回か分かりづらいねというような町民の声があったものですから、今回再度質問したわけでございます。どういうことかというと、役場の玄関当然入ったときに、あそこに確かに看板はあります。でも、何々課、何々課はこちらですよというような案内はあるのですけれども、その課で何を担当しているかというの

は多くの町民の方分からないのです。ただ、ちょこちょこ、ちょこちょこ行っている農業関係者の人、あっ、農業委員会に行けば分かるのだなというようなことは分かると思うのですけれども、そこで自分が相談に来たことを分かる人、役場の職員、分かる人に聞いて、あっ、あなたのこの問題については例えば２階のどこどこの課ですよとか、こちらの課ですよというような、そういうことが必要だということなのです。ですから、役場の玄関の前に人を１人張りつけておくというのではなくて、どこの課に行ったらこの相談ができるかというようなところに矢印なりなんなりを書いて、そこに誘導して、そこの人からこういうところに行きたいのだけれどもというような案内をさせてもらいたいというようなことなのです。答弁の中に新たな看板を検討したいというような答弁がありました。この新たな看板検討したいという言葉、私も何遍も聞いたのですけれども、その検討した結果というのはあんまり聞いた覚えがないので、この看板そんなにお金のかかることではないと思います。いつ頃検討してこの結論を出せるのか、再度お伺いいたします。

○遠藤　満議長　佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者　それでは、ただいまの吉田議員の質問にお答えをしたいと思います。

　いつ頃まで検討してやるのかという話ですけれども、現在今のところ、町長答弁にもありましたように、役場の入り口に案内板はございます。課の配置図と課の名前しか書いておりません。それも小さい字で、なかなか見づらい部分があります。それを見て、初めて来られた方とかやはりなかなかどこに行っていいか分からないということがありますので、それをどこの課ではこういうことをやっている、業務が分かるような案内板に替えていきたいと今のところ考えております。ただ、今ある案内板ですと、それをあそこの中に入れるというのがなかなか難しいので、今新たな看板を作るという形を考えております。それをどのような形にしたらいいかというのをいろいろな市町村を参考にしながら今検討している段階でありますので、なるべく早い間に検討、まとめまして改修を進めたいと思います。

　以上です。

○遠藤　満議長　５番、吉田博議員。

○５番吉田　博議員　今の私の質問は、課長の言っていることは分かるのですけれども、私の質問はその看板を役場の職員のところに誘導してほしいと。そうしたら、役場の職員であれば、あっ、この相談は２階のどこどこ課だとかなんとかって口でお答えすることができるでしょう。ですから、そういうようなところに、例えばあそこ行くのだったら町民生活課ですか、あそこに誘導して、あそこの職員であれば、町の職員であれば誰でも分かると思うので、一番近いのはあそこなのだから、あそこでそういった体制づくりをしてほしいというようなことも１つあるのです。ご検討してください。

　次に、質問移ります。２番です。職員の相談内容、相談者の状況に応じて個室あるいはプライバ

シーに充分配慮してほしいというようなことをお伺いしましたけれども、町としては充分配慮しておりますよというような答弁だったと思います。

続いて、３番目の行政相談日の件でありますけれども、町長の答弁では総務大臣が行っている、そして総務大臣が指名した方が相談委員として来られているというような答弁だったかと思います。そして、これは国の機関がやっていると。そして、相談の日時とかそういったものについては、町ではやっていないのだというような答弁かと思いますが、このとおりでよろしいのでしょうか。

○遠藤　満議長　佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町長の答弁にありましたとおり、行政相談委員につきましては総務大臣が委嘱した民間の有識者で、全国に約5,000人いらっしゃるそうです。福島県では116人が配置されており、各市町村にそれぞれ１名以上配置されております。行政相談の日程等につきましては、各相談委員がそれぞれ決めて実施しております。町の位置づけとしましては、その相談委員が相談しやすいようにその相談日を広報紙に載せて、どこでこういう相談がありますというお手伝いをいただけないかということで総務大臣から通知が来ておりますので、その内容を広報紙に毎月載せて相談日の周知等を図っているところでございます。

以上です。

○遠藤　満議長　５番、吉田博議員。

○５番吉田　博議員　先ほど町長の答弁の中にありましたちゃんと日曜日は開催していますよというような答弁があったと思います。それはちょっと聞き漏らしたのかどうか分からないですけれども、10月の25日の日曜日というような答弁があったと思いますけれども、この日曜日というの私が質問している月に１回程度の日曜日というようなことだったのですけれども、これは年に１回、今年は10月の25日だけですか。

○遠藤　満議長　佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者　先日、行政相談委員から、行政相談月間につきまして特設の日程を設けるという形で、町に10月の25日、日曜日に開催するので、それの周知をお願いしたいと依頼がありましたので、町の広報紙にその日程についての広報をしております。10月25日の日曜日に特設開設という形で今回日曜日に開設するという形になっております。

以上です。

○遠藤　満議長　５番、吉田博議員。

○５番吉田　博議員　了解いたしました。

それから、４番の行政相談内容と時間に対しては、この制限はないというような答弁がありました。これでよろしいのですね。

○遠藤　満議長　佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者　行政の相談内容と行政相談に制限がないという答弁はしていなかったと思います。行政相談の内容につきましては、行政の仕事や手続、サービスに関する困り事などに対して行っております。相談時間につきましては制限等は設けておりませんが、その相談の業務の範囲や程度が明らかに超える苦情相談の場合などにつきましては応対を終了する場合があると伺っております。

以上です。

○遠藤　満議長　５番、吉田博議員。

○５番吉田　博議員　了解しました。ただ、３番の日曜日の開設についてでありますけれども、これはぜひ広報でしっかりと休日の開催については広報していただきたいと思います。

次に、５番目の職員が来庁者からの過度の暴言等について、いわゆるカスタマーハラスメントについて法律ができているのだというような答弁だったかと思います。しかし、町としてはこういったマニュアルは整備していないというような答弁があったと思いますが、これはいつやるような予定があるのかどうか、改めてお伺いします。

○遠藤　満議長　佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者　ただいまの吉田議員の質問に答えたいと思います。

先ほど町長答弁にもありました改正労働施策総合推進法というものが令和７年の６月に成立しまして、本年10月から施行されるという形になりまして、人事院規則も本年の、令和８年の４月15日に人事院規則が改めてされております。その中でいろいろな方針とか指針示されておりますので、あと町長答弁にもありましたように、厚生労働省の指針も参考にしながら、あと先行して実際にやっていらっしゃる自治体も参考にしながら、早急に10月に間に合うかどうか分かりませんけれども、間に合うようその対応に向けて進めていきたいと思います。

以上です。

○遠藤　満議長　５番、吉田博議員。

○５番吉田　博議員　今の答弁でまだちょっと少し、10月からの法律のようなので、それを受けてしっかりとした規定、規則をつくっていただきたいと思います。

続いて、消防車両について再度お伺いしたいと思います。震災以来消防団の再編を行ったというようなことでありますが、ただ人口も減っているし、あるいは住宅も住んでいないところもあるわけですから、この再編というのは当然あってしかるべきだと思います。ただ、小川地区と雁小屋地区が一緒になって、そこにあるのは１台だけですね、消防車両。これ１台で足りますか。

あと、町長の答弁の中に、雁小屋から消防団員が出ていないというような、出ていないのではなくて少ない人数だというような答弁もありました。ただ、この前ちょっと雁小屋の区長さんと話ししたのですけれども、やはり若い人がいて消防団に加盟してもいいよという人がいるというのです。ですから、うちでもその車両の配備を何とかならないかというような相談があったので、今回この

ような質問をしたのです。そして、どこでも消防団員が少ないというのは分かっているのですけれども、やはりいっぱい人がいるところにはそれだけの数が必要だと思うのですけれども、もう一度その再編の計画というのがあるのでしょうか。

○遠藤　満議長　佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者　ただいまの吉田議員の質問にお答えしたいと思います。

今後のことですが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、福島県や関係機関とも連携し、消防団の意見を参考にしながら班の編成も含めて慎重に調査して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤　満議長　５番、吉田博議員。

○５番吉田　博議員　よろしくご検討をお願いいたします。

最後に、消防車両についてでありますが、消防車両、軽車両に可搬ポンプをつけている車両があります。それから、トラックに可搬ポンプをつけている車両があります。しかし、その軽車両には物をつけられないのです、ポンプしか。人員も４人しか乗れない。ただ、先ほど言ったように、水害がこれからだんだん、だんだんと多くなるのではないかという懸念もされます。したがって、軽車両ではなくて、これから替えるときですよ。軽車両ではなくてトラック式にして、そこに消防ポンプを載せる。余った余裕があるところにやっぱり水を止めるためのそういった袋を入れたり、あるいはスコップとかなんとかというようなものはこれからだんだん、だんだんと必要になってくるのではないかと思います。ですから、そういったことも新たに検討する。それから、今の消防団の人は遠くから集まってくる。来るときは消防車両の前に車で来る、そういった人たちのやっぱり駐車場というようなものも整備しなければいけないと思うのです。そういった観点から、なるべく早くそういったことをできるような機会を設けていただきたいと思います。時間もありませんので、その計画についての答弁をもって終わらせていただきます。

○遠藤　満議長　佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者　ただいま吉田議員からいろいろ車両についてございました。あとそのほかにもただいまの、現在の運転免許制度にも、普通免許で乗れないトラックもございます。なので、どうしてもそういう免許を持っていない若い人がだんだん出てくるとなると、要は準中型免許を持っていないと運転できなかったりとか、そういう問題もありますので、そういう点も考慮しながら、今おっしゃられたように見直し等を消防団と今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤　満議長　これで５番、吉田博議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前１０時５５分　　休　憩

午前１１時０５分　　再　開

○遠藤　満議長　再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

４番、牛坂毅志議員。

〔４番　牛坂毅志議員登壇〕（拍手）

○４番牛坂毅志議員　よろしくお願いします。４番、牛坂毅志です。今回、大堀町長の最後の議会ということで、私もやはり大堀町長とは長い職員時代からのお付き合いもあって、今回議員になって立場が真逆になったのですけれども、最後に敬意を表して私なりに大堀町長にコメントを、ぜひ中身のあるコメントをよろしくお願いしたいということで質問をさせてもらいます。

まず１点目、令和３年の大戸浜地区の盛土の予算についてであります。これは大堀町長が２期目で、私もちょうど議員に当選しまして、そのときいろいろお話しさせてもらって、復興の計画がないから難しいと、そういうふうなのがありました。でも、私は大堀町長ならばできるのではないかと思って強く議会の発言の席で言わせてもらいましたけれども、まず私なりに調べまして、質問の要旨として、復興庁より令和３年に大戸浜地区に盛土をするための予算措置があったと思うのですけれども、これがどういうふうになったか、それをお聞きしたいと思います。

あと、２つ目の件名として、ナショナルサイクルルートです。これも今、副町長が中心にいろいろ関係機関会合に出ていると思うのですけれども、やはりタイミングが大事だと私思いますので、ぜひ新地町の、国の政策でありますから、このチャンスをぜひ物にしてもらいたいと、そういうふうな願いも込めて、質問の要旨の１として、国土交通省が日本を代表する自転車道として世界に発信するナショナルサイクルルート、ＮＣＲをめぐり、新地町といわき市間を縦断するふくしま浜通りサイクルルート、愛称、浜サイ、延長178キロについて、町ではどのように考えているのか。また、今後どのように取り組むのかお伺いをいたします。

３番目の遊休農地の制度化についてですが、これについては山形県出身の農林水産大臣の方が大臣の席になったときからだと思うのですけれども、やっぱり政策が変わったと思うのです。それで、現在農林水産省の遊休農地の考え方が今までとは違う状況になったのかなと思ったものですから。そして、やっぱり事務的にも多くなると、そういうふうな状態でありますので、今後想定される食料不足、温暖化等を考慮すると町独自の、県、国もあるのですけれども、それにプラスアルファ的な町独自の制度化が必要と思うが、町の考えを伺うというような文章になっているのですけれども、プラスアルファでできないかと、そういう意味も含めてお伺いしたいと思います。

あと、４番目、震災に対応できるボランティア活動の受入れ態勢について。この文章は、今福島のアンダーいろいろ大雨とか災害になっているのですけれども、その当時は熊本県で地震の災害ですか、千葉県で大雨の災害が発生しているときですので、やはり新地町でも災害が起きるか分から

ないと、それらを想定しまして、１つとしてこれらを想定し、町ではボランティアを受け入れる態勢をどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

あと、２点目として、社会福祉協議会とも連携はしていると思うのですけれども、このように指導という言葉がいいかどうか分からないのですけれども、どのように協議しているのかお伺いしたいと思います。

あと、５番目についてなのですけれども、勤労者に対する支援事業について。１つとして、勤労者の組織実態はどのようになっているのか、また勤労者に対しどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

２番目として、勤労者に対する事業が県とか国に制度があるのか、それとも町独自でやっているのか、その辺を把握しているのか、町の考えをお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

〔大堀　武町長登壇〕

○大堀　武町長　４番、牛坂毅志議員の質問にお答えをいたします。

初めに、令和３年の大戸浜地区の盛土の予算について、復興庁より令和３年に大戸浜地区に盛土をするための予算措置があったと聞くが、執行状況を伺うについてですが、大戸浜地区の防集元地については、復興交付金を活用し、将来の基盤整備に向けて防集事業で発生した土砂を運搬しております。また、小規模ではありますが、事業者が決定した区画については、復興交付金を活用した新地町大戸浜地区基盤整備事業により、事業用地として必要な盛土工及び排水工などの基盤整備を実施し、令和３年に事業が完了いたしました。大戸浜地区の防集元地については、県道相馬亘理線が高盛土の道路として整備されており、大戸浜地区の地形がもともと西に向かって傾斜していることから、県道との間にくぼ地が形成される状況にあります。このため、これまでも地目変更登記事務及び他事業により発生した土砂の受入れ、盛土工などの基盤整備に取り組み、一団の事業用地として活用可能な環境整備に努めてきたところであります。引き続き、地目変更登記事務の早期完了と他事業により発生した土砂を受け入れるなどにより盛土工などの基盤整備に取り組み、一団の事業用地として活用可能な環境整備を進めることで事業者誘致の推進につなげてまいります。

次に、ナショナルサイクルルートについて、国土交通省が日本を代表する自転車道として世界に発信するナショナルサイクルルート、ＮＣＲをめぐり、新地町いわき市間を縦断するふくしま浜通りサイクルルート、愛称、浜サイ、延長178キロについて、町ではどのように考えているのか、またどのように取り組むのか考えを伺うについてですが、ふくしま浜通りサイクルルートは震災からの復興を遂げつつある浜通り地域の魅力を広く国内外へ発信し、交流人口及び関係人口の拡大を図る上で重要なものであると考えております。本年７月23日には、国が指定するナショナルサイクルルートに東北地方で初めて指定されたところであり、町といたしましても福島県沿岸部の最北端に

位置する玄関口でありますので、その価値を最大限に活かし、浜通り全体の活性化に寄与してまいりたいと考えております。浜通り地域には、豊かな太平洋の景観や震災伝承施設、沿線地域の温かいおもてなしなど他のルートにはない独自の魅力が詰まっており、当町はその一翼を担うエリアとしてサイクリストを温かく迎え入れ、安全で快適に周遊できる環境を整えることが、町のイメージアップや交流人口の促進、さらには地域経済の活性化にもつながるものと考えております。本町の玄関口であるＪＲ新地駅周辺では、町観光協会によるサイクルルートや宿泊情報の提供をはじめ、レンタサイクルの貸出し、手荷物用ロッカーやロードバイクの組立てスペースの整備を行い、サイクリストの利便性向上を図っており、さらに近接する宿泊施設においては大切なロードバイクを客室へ持ち込んでの宿泊や休憩所としての利用への対応をはじめ、サイクルラックの完備、空気入れや工具の貸出しなどきめ細やかな受入れ態勢が整えられております。民間機関が実施している本年６月に開催されたツール・ド・ふくしまにおいては新地町も共催しているところでありますので、今後もルートに新地町が含まれる場合には協力してまいりたいと考えております。また、安全な道路環境の維持など、県や関係機関と密接に連携しながら積極的な受入れ態勢に努めてまいります。

次に、遊休農地の制度化について、現在農林水産省の遊休農地の考え方が今までとは違う状況になり、ハードルが高く、事務的にも負担が多くなる状態である。今後想定される食料不足、温暖化等を考慮すると、町独自の制度化が必要と思うが、町の考えを伺うについてですが、担い手の高齢化などにより、遊休農地が増加していく傾向にあることは当町としても把握しているところであり、耕作者から遊休農地解消等の相談があった際は、国及び県への協議も含め、随時対応しているところであります。遊休農地解消に向けた国庫補助事業につきましては、昨年度まで遊休農地等再生対策支援事業がありましたが、令和７年度をもって廃止となり、その後継事業として令和８年度より新たに遊休農地再生・利活用促進事業が創設されたところであります。しかし、後継の補助事業は過疎中山間地域の市町村のみの対象となっていることから、当町は対象外となりました。しかし、同じような補助内容となっている国の荒廃農地再生支援事業や福島県農業振興公社の遊休農地解消対策事業があります。それぞれ遊休農地区分により、補助対象となる条件や遊休農地解消後の農地貸し借りが、交付条件などがありますが、相談があった場合には説明をしていきたいと考えております。

次に、震災に対応できるボランティア活動の受入れ態勢について、今現在熊本県で地震の災害、千葉県で大雨の災害が発生している。いつ新地町でも災害が起こるか分からない。①、これらを想定して町ではボランティアを受け入れる態勢をどのように取り組んでいるのか伺うについてですが、災害時のボランティアについてはボランティアを必要としている方の要望等からボランティアの受入れを行っております。令和３年２月13日発生の福島県沖地震では、町社会福祉協議会においてボランティアセンターを立ち上げ、対応しております。このときはコロナ禍ということもあり、最小限のボランティア活動といたしました。対象者を独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など

とし、ボランティアの受入れも町内のみとした運営でした。ボランティアセンターの活動期間は令和３年２月24日から４月13日までの49日間であり、依頼件数は24件、活動人数は延べ403人でした。この災害を受けて、令和３年２月19日には町社会福祉協議会との間に災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を締結し、災害時のボランティアセンター設置運営に備えております。令和４年３月16日発生の福島県沖地震のときも同様な活動で、活動期間は令和４年３月24日から４月25日での33日間で、依頼件数50件、活動人数は延べ571人でした。この２回の地震では屋根の被害が多く、ブルーシートでの応急処置を行いました。このときに技術ボランティアとして活動していただいた特定非営利活動法人災害救援レスキューアシストとの間に災害時におけるボランティア活動等に関する協定を締結しております。

次に、②、新地町社会福祉協議会に対しどのように指導をしているのか伺うについてですが、町社会福祉協議会に対しては平常時よりボランティアセンターの機能の整備、保持に努め、またボランティア団体、地域住民、関係機関、団体と連携、協力体制の確立を図るようお願いをしております。

次に、勤労者に対する支援事業についての１点目、勤労者の組織実態はどのようになっているのか。また、勤労者に対してどのように取り組んでいるのか伺うについてですが、新地町の勤労者の取組としましては、昭和53年に町内に勤務する労働者の福利厚生の増進を目的に新地町勤労者互助会が設立されたところであります。この互助会設立の目的は融資を受けられない個人が互助会に加入することにより融資が可能となることであり、メリットは少ない掛金で生活資金や教育資金などの融資を低利、有利な条件で受けられる点にあり、中小企業で労働組合のない法人においては共済金や慶弔給付金など給付事業を含め、福利厚生を外部に委託できる点で大きな役割を果たしてきたところであります。しかし、平成28年頃から加入者の減少があり、互助会の活動が極めて困難な状況となり、近年においては実質的な活動が休止状態となっていたところであります。こうした状況を踏まえ、今後の活動の継続について全会員を対象に意向調査を実施し、その結果と総会の議決を経て、令和８年３月31日をもちまして同会は解散となっております。

次に、２点目の勤労者に対する事業が県、国に制度があるのか、町で把握はしているのか、町の考えを伺うについてですが、勤労者に対する勤労者向けの共済制度等につきましては、一般社団法人福島県民共済がその役割を担っていると考えており、各種支援融資制度については、現在は各金融機関が個人に対して取扱いできる状況にあります。また、町においては、個人事業主に対しては無担保、無保証人融資制度を設けており、地元の金融機関において利用可能となっております。

以上であります。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　ありがとうございます。改めて再質問させていただきます。

まずは１件目、令和３年の大戸浜地区の盛土の予算についてでありますけれども、これについて

はやはりタイミングがずれて、町長も努力していることは分かっているのですけれども、やはり未来志向でいかないと、やっぱりやれるところはやっていかないと、今の環境見ていますか、大堀さん。今行って見てください。ああいうふうなざまではもう、昨日も全員協議会でも言ったのですけれども、町のやっぱりこういうふうなナショナルサイクルルートも、新聞とかでも半端ではないですよ、これ。これ副町長だって参加しているわけです。こういうふうなやっぱり過去も大事ですけれども、未来志向でいかないと、特にあそこに通るわけですよ、道路いろいろ。そうしたら大堀町長、どうですか、通ってみて。右、左、真ん中草だらけ。ここのところ何とか、できなくてもいいのです。努力してもらわないとやっぱり我々の、町民代表の議員が要らなくなるでしょう、それでは。俺はそう思います。ですから、もう一度この数字的なそうでなくて盛土の予算、これ大堀町長は今回で最後ですけれども、そこのところやっぱり引き継いでいって、今度の町長にも引き継いでもらわないと駄目だし、やっぱりやれることをやってもらわないと、大堀町長も役場の職員何十年やって、そして町長やって、あと福祉はプロ中のプロですから、そういうふうな分かり切っている人がこういうふうにやっぱりできないですって終わってしまうと、できる人いませんよ、本音は。役場の中心でやっていたのだもの。改革したのは大堀町長だと思いますよ、役場改革したの。ですから、もう一度この大戸浜地区の盛土が要らないのだか何だか、このままでいいのだか何だか、そこの答えだけください。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　ここの盛土については私も非常に懸案事項で、次期の町長にも何らかの形で引継ぎをしていきたいと思いますが、まずはあそこの今の景観の部分、これは今の現在でもできると思いますので、牛坂議員がおっしゃるとおり、早急にその部分には対応していきたいと思います。

　あと、あそこには盛土をするだけでは済まない部分がございます。まずは盛土をするために農地の地目変更をしなければならないという大きな問題。あと１つは、あそこには個人所有の農地があると。それを町が取得できるかというのは非常に微妙だと私は思っているのです。さらには、あそこの部分の特に南側に行ったときに旧県道跡地が残っております。あのままではまさに駄目ですから、あれはさらに南側の民地との境界ぐらいに移動させながらやらないと広い農地で事業用地として活用できないというのございます。それにあわせて、あそこの部分については下水道が全て入ってはいない部分が、ほぼほぼ全部です。特に県道の北側は、下水道、上水道も入っておりません。そういったこともいろいろありますので、取りあえず県道の南側については下水道と上水の分については引込みをしながらやっていますが、盛土をした場合、もう一度布設替をしてやっていかないと大変だろうと思っておりますので、いろいろ国の補助の部分については約４年以上にわたって要望してまいりましたが、復興大臣もあれやれ、これやれと言うのですが、地元にお金が来ないような委託事業をやれと言うしかなかったので、全てそれは受けておりません。ですから、できるだけ今町としてお金がかからないように、いろんな事業で残った残土を少しずつためながらやっていこ

うということでいろんなことをやっているという状況でございますので、その辺少し理解をしていただいて、私も任期はあと２週間ですから、私の代にできるなんてことは決して言いませんので、次の人にその部分も一生懸命引き継いでいきたいと思います。

以上です。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　ありがとうございます。

それで、やはりダイナミックに全部、東京ドームの1.2倍の被災地のことをやれって私言っているのではないのです。個別で対応してもらえればいいのですよ、個別で。そうすると、やっぱりきっかけですから、そこのところ次の町長にぜひ引継ぎというか、そこのところぜひやってもらいたいと思います。そこのところの言葉だけお願いします。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　特に大戸浜地区のところには農地が全部点在しております、特に県道の両脇を含めて。それらの整備をしないとなかなか議員がおっしゃる部分に手がつけられないと思っております。そういったことも少し理解をしていただいて、次のトップの方に引き継いだとしてもそこはなかなか、そういう震災当時にやっていればもうとっくに済んでいる部分でありますが、そういった残しがあって、その整理はなかなか大変だということなので、その辺も次期の方にもあんまり厳しくしないで、程よくやっていただければ幸いであります。

以上です。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　ありがとうございます。ここは何回も言うのですけれども、やっぱり国挙げてナショナルサイクルルートが通る道ですので、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、２件目、ナショナルサイクルルートについてでありますけれども、これはやはりさっき復興でチャンスを逃した大戸浜地区みたくなったのでは困りますから、ぜひ町挙げてチャンスを物にしてもらいたいのです。これがやっぱり組織をつくって、町でなくて、福祉協議会でないのですけれども、やっぱり団体をつくってやらなくては駄目だと思うのですけれども、その考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○遠藤　満議長　岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長　ただいまの質問にお答えします。

議員おっしゃられますとおり、ナショナルサイクルルートの指定に関しましては、ゴールではない、これからのチャレンジだと私は認識しております。そうした中で、いろいろな整備、道路であるとか、誘客であるとか、そういった部分に関しましては、今福島県浜通りの15市町村で構成しておる推進協議会というものがありますので、そこはもとより、観光協会、さらには商工会などと官

民が一体となって町の知名度を上げる、そして工夫をしていくということを試行錯誤しながら一緒に進めていければなと思っております。

以上です。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　今、副町長述べられたとおり、それでいいのですけれども、私としては組織をつくらないと駄目なのではないかなと思うのですけれども、よその市町村はどうですか。よろしくお願いします。この会の事業ですから。

○遠藤　満議長　岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、組織体といたしましては、まだ認定がなったということで、各市町村におきます団体の部分は組織はされていないといったことでありますけれども、指定を受けたといった以上、各自治体においてもこれから一層評価といいますか、推進するべきものと思っておりますので、今後できていく要素はあるのかなと思っておりますので、町といたしましてもそういった部分でチャレンジしていきたいと認識しております。

以上です。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　この件について最後です。

あと、前向きに組織をつくる方向だということで認識していいのですか。

○遠藤　満議長　岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長　先ほど答弁申しましたとおり、町観光協会であるとか、商工会であるとか、あと民間においての事業者、やはり交流人口の増加といった部分におきましては、民間事業体におきましてもキーパーソンだと認識しておりますので、そういった関係団体が一体となって組織体をつくっていくべきと認識しております。

以上です。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　ぜひ、これはやっぱり東日本大震災のお手盛りだと私は思うのですよ、新地がスタートということは。やっぱりその辺を考慮してもらって、ぜひ大戸浜みたく二の舞にしないで、努力をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次に、３件目、遊休農地の制度化についてであります。これはご存じのとおり、耕作放棄地が遊休農地になったと。そして、私も調べてみましたけれども、遊休農地は農業委員会でやるのです。耕作放棄地は農水省でやると。そうしますと、先ほども大臣のことも言ったのですけれども、新地になじまないような制度化になって事務局も大変だと思いますけれども、やはり将来を見越しても事業というのはやらなくては駄目ではないかなと思って。そして、東日本大震災のときも耕作放棄

地の制度化あったのです。それで助かった場合もありますので、今回この耕作放棄地と遊休農地というの全然違いますので、そこのところ事務局も大変だと思いますけれども、ぜひ政治的にも判断してもらって町独自のプラスアルファ的な制度がつくれなければつくれないでいいです。そこのところだけお答えください。あと諦めますから、私も。やれないものやれって言えないですから。

○遠藤　満議長　加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長　ただいまのご質問にお答えします。

遊休農地関係でございますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、国の事業、そして県振興公社の事業がございます。それぞれ７年度までありました国の事業と似通った部分がありまして、対象範囲ですとか、事業の内容ですとか、そういったものもいろいろと細かいものがありますが、おおむね７年度まであったものと遜色はないのかなと考えているところでございます。

上乗せというお話だとは思うのですけれども、若干相談があることはあるのですが、あまり相談がないような状況にございます。現在は、どちらかといいますと担い手の方が減少している中で、今耕作している農地をまさにどなたかにやってもらえないかという相談が多いということがございまして、今まだそちらまで、借りてまでやるという方がいないという現状であります。

以上でございます。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　今、課長の答弁あったのですけれども、やはり行政というのは法律をつくるか、法律のとおりやるか、それきりないのです。自分の考えではできないのです、公務員は。ただ、それは政治家が入って制度をつくるとか、そういうことだったらいいのですけれども、やはり今の課長の答弁はちょっと疑念があるのです。何でかというと、やはりやる気を町民に周知して、私も役場にいたから分かっているけれども、いなければ分からないです、こんなこと。だから、一部の人だけ知っていたのでは駄目なのです、私言うのは。やっぱり大堀町長の町政やっているわけですから、まだ。それをやっぱり周知徹底するのが課長の役目だと思うのです。だから、その認識が俺不足していると思うのです。ただ、パワハラになるから言わないけれども。それでいいです。今の件はいいです、遊休農地は。できないことできないでいい。

４件目、震災に対応できるボランティア活動の受入れ態勢についてであります。これ何で私が質問するかというと、あまりにもこの当時、熊本県と千葉県でしたっけ。こういうような災害起きると、私らも経験しているから、頼る場所がないと、やっぱり安心、安全を担保するのが俺町だと思いますから、それをできているか、できていないか、それだけお聞きしたいのです。町長、これだけなのです。担保できていればそれでいいのです。うまいことはいいのです。人的なのもあるし、お金の問題もあるでしょうから、それらを含めて新地町では担保がありますよと、その答えだけもらいたいと思います。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　今の牛坂議員の言ったボランティアセンターについては、社会福祉協議会ともその部分について町から要請すれば立ち上げをするという協定も結んでおりますので、想定するその災害の規模にはもしかするとというのは少しないわけではありませんが、通常の災害であれば対応できるだろうと思っております。それは町で全てできればいいのですが、町はそれ以外の災害復旧を含めて災害の調査ありますので、ボランティアセンターについてはそこに委託をしてやっていると、そういう状況だと理解していただければと思います。

以上です。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　最後に、５番、勤労者に対する支援事業。やはり勤労者のあんまり、解散したとかそういうのあるのですけれども、ちょっと俺担当課どこだかちょっと分からないのですけれども、やはり勤労者の組織、これ何でつくったのだか、そこのところだけお聞かせください。

○遠藤　満議長　加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長　ただいまのご質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、昭和53年に設立しておりますが、労働者の福利厚生の増進ということが目的となっております。具体的には、当時は個人が融資を受けることがなかなか難しかったということがありまして、その融資を受けることを主たる目的としまして互助会の設立に至ったと伺ってございます。そうしたことで少ない掛金をいただきまして、いろんな生活資金や教育資金、あとそういったものを受けられるようになったと伺ってございます。

以上でございます。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　ありがとうございます。やはり弱い立場の人をどうのこうのとするような組織だと私は認識しているのです。ですから、今新地町で労働組合の実態、それ分からないかな。そういうのをつかんでいるかどうか。労働組合の実態なんて分かります。

○遠藤　満議長　通告があれば数字くらい……

○４番牛坂毅志議員　それは勘違いかな。

○遠藤　満議長　はい。

○４番牛坂毅志議員　いいです、いいです。だから、私が言いたいのは、やっぱりＰＲして、なくてもいいのです、民間の労働金庫で何でもあれば。融資も何でも。でなくて、町は担保だから役場へ行けば何とかなると、そういうふうなことがやっぱり看板だと思うのです、役場。本当だから役場要らないですよ、本当に。税金納めて何でやらなければ駄目なの、頭下げて。だから、そこのとこら辺を、勤労者というのはやっぱり弱い組織だと思いますから、その辺を、なければないでいいのですけれども、必要でなければないのはどんどん削っていいのです、新たな文化つくればいいのだから。だから、そこら辺を、勤労者に対する意識というのですか、そこのところが当局ではどのよ

うに考えているか、それだけ教えてください。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　大分牛坂議員の元気のよさに圧倒されております。そんな中で、勤労者は前は、先ほど課長言った、私の答弁で言ったのですが、非常に零細な部分で、労働組合がない世界が、労働者の集まりでつくって自分たちのお金を納付しようと、そうやってつくった労働金庫であります。そこから借りてできたのですが、あの当時そういった１人、２人の労働者の分では借りることができないと。私が特老に行ったときも、やはり自分の退職金を担保にお金を借りるしかないというようなことだったので、勤労者互助会にこういうのあるのだからということでありましたが、今労働金庫も個々人に直接貸すことができるようになってきて、福利厚生の部分どこまでやるのかというのもあるのですが、そういった部分で一定程度の必要な金、急に必要な部分、子どもがけがしたって何したって。あと、そのけがの部分については県の県民共済でフォローもしているし、一定程度やってきているのではないかなと。

あと、さっき答弁で言ったとおり、無担保の借入れの分についても、町は地元の金融機関に預託をしながらそこから借りてくれと言っていますが、今のところ需要もないと、そういう状況もございます。あと、それぞれの弱者と言われる勤労弱者の一人とか何かの労働組合もないところは、今はそれぞれお金の借入れは労働金庫に行って相談すれば借りられるし、あるいは市中銀行でも借りれるようになってきたということでありますので、そういったことが整ってくれば町としては一定程度いいのかなということでありますが、要は役場で一生懸命やってもＰＲしないからだってお叱りを受けるかもしれないけれども、加入者がなければなかなかそういうのも組織体として成り立っていかないと思いますので、そういうふうに全員の理解の下に解散をしたということで、その辺も含めてよろしくお願いしたい。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　これの勤労者の福島県の実態ちょっと私見たのですけれども、新地町勤労者互助会って、こうなっているのです。こうやってプリントされているのです。あといろいろ見てみたら団体によって全然違うのですね、事業とか何とか。ただ、今、町長はこういう今状態だからどうのこうのって、だからあんまりやることないようなことをお話ししたと思うのですけれども、そうでなくてやっぱりここに載っているのは会員数６人ですよ、これ６人。新地町の実態。入会金1,000円だって、これ。会費が月500円。給付は、ファミリーヘルパーＡ型に加入、これで終わりですよ、新地町の勤労者互助会。だから、俺何でかというと、これいろいろな団体がやっていてやっぱり工夫しているのです。だから、工夫をしなくていいことは、これ要らなくていいのです、町長の言うとおり何でもこっちで都合つけば。ただ、町というのは担保だから、１人でも探すの大変だけれども、やっぱり弱くなると立場分かると思います、町長。強いときはこんなの分からないのです、みんな。弱くなってみてください、分かるから。ありがたさ。だから、こういうのをなくすのは簡単

ですけれども、やっぱりよその自治体もこうして工夫してやっているわけだから、その辺をもう一回判断してもらって、なければないでいいのですけれども、本当にこれでいいのだか何だか、それだけ聞かせてください。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　実態の中で、先ほど言ったとおり、８年の３月31日で町で潰すとか、そういう発想ではないです。あくまで勤労者互助会の会員たちが話合いをして、もういいのでないかという結論に達したと私は聞いております。その前、私も現職の頃から休眠状態になった勤労者互助会を立ち上げてくれと、もう一回。眠りから覚ましてくれと言われて、眠りから覚ましてそう言ってやってきた立場もあります。その中で、会員自らがやはり会員募集もしない中でみんなそれ行政だというのではどうにもならないと。それはＰＲ不足とかいろんなことあります。そんな中で、私も特老に行ったからそういう制度の中で約100人近くを入れたのですが、でもその組織体がつくってくる中身で何のメリットもなかったと、しんち福祉会のとき。それでは、会員の会費だけ払っているそんな団体でもないので、我々は。では、ここは撤退しようということで、私自身が加入はさせたけれども、撤退も私のときに判断をさせて。そういうことで、やはり自分の組織体を自分たちで守るという気持ちがなければ、これはなかなか最後まで持っていくというのはできないです。別に町の意思で潰そうなんて、そんな気はないです。私はやっていくべきだと思っていますから。ただ、そういう結論だったということで理解してください。

○遠藤　満議長　４番、牛坂毅志議員。

○４番牛坂毅志議員　やはり今大堀町長の答えはいいのですけれども、ただ役場というところはなくならないわけですよ、合併とかいろいろしなければ。やっぱりこういう組織をつくってなくすのは簡単です。個人が来ないからとか言い訳、さっきの吉田議員、私も質問したけれども、やっぱり案内板設置、こんなのできないようだったら情けないでしょう、本当に。私言っているのは、やっぱり弱い人の立場に立たないと分からないから、何でも行政は。強い人のためにやっておったら行政なんて要らないと思います。血税、税金集めることないでしょう。だから、私は工夫をしてもらいたいのです、工夫を。やっぱりよそでもまだ残っているのだから、こうやって工夫して。だから、そこのところ。だから、人が足りない、お金がない、何でも言い訳になりますけれども、やっぱりそこのところは工夫してもらって、知恵を出してもらって、ぜひ新地町に住んでよかったと、そういうふうになるような行政にしてください。

以上です。答え要りません。以上で終わります。

○遠藤　満議長　これで４番、牛坂毅志議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をいたします。

午前１１時５３分　　休　憩

午後　１時３０分　　再　開

○遠藤　満議長　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

６番、八巻秀行議員。

〔６番　八巻秀行議員登壇〕（拍手）

○６番八巻秀行議員　受付順位３位、議席番号６番、八巻秀行です。よろしくお願い申し上げます。

今町長選挙におきまして、６月の末に３期目の立候補を願っておりましたけれども、かないませんでした。大変残念に思います。これまでの２期８年にわたる町長職に心から感謝を申し上げ、ご苦労さまでしたと大きな拍手を送りたいと思います。これからもさらにご支援を賜りますようにお願いを申し上げます。

さて、東日本大震災から早いもので15年６か月が過ぎましたけれども、まだまだ復興は道半ばであります。すなわち新地駅東側のスマートアグリ・６次化施設用地には、進出企業、植物工場を早期に誘致するとともに、津波復興拠点整備拡大区域へ残る用地、約１万平方メートルがあるわけでありますけれども、スーパーマーケットの張りつけ、あるいは被災した大戸浜の防集元地の活用も全く進んでいない状況であり、課題は山積です。

一方、相馬港４号ふ頭のＬＮＧ基地では、ＬＮＧの取扱いも増えて、福島天然ガス発電所の１、２号機とも全面営業運転によって電気が首都圏へ運ばれ、さらに駒ケ嶺地区にアンモニア拠点基地の報道がありまして、石油資源開発株式会社等の５社が2030年にも輸入から貯蔵、供給まで一貫した基地を建設する見込みであります。アンモニアは、燃焼してもＣＯ$_2$、二酸化炭素を出さない燃料として注目をされ、今後の需要が見込まれるということで、ＬＮＧ基地の近くに用地も確保できるという願ってもないビッグニュースに力が湧いてまいります。復旧、復興のスピードを速めて、快適で住みよい笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指して一般質問を申し上げたいと思います。

今回私は、件名１、住みやすいまちづくりについて伺います。賃貸住宅の大手、某建託会社は、街の住みここちランキング2026の福島県版を発表し、桑折町が３年連続で１位となっております。郡山市が２位。去年は３位でありましたけれども、３位は本宮市。こちらは去年は４位。そして、４位には鏡石町、５位は須賀川市、６位、西郷村、７位、福島市と続きますけれども、当町の順位は分かりません。そこで伺います。１つ目は、我が町は住みよいまちづくりにどのように取り組んでいるのか伺います。

そして、２つ目は、交通の利便性、行政サービス、賑わい対策についてどう展開していくかお伺いをいたします。

この調査は、交通の利便性、行政サービス、賑わい、物価、家賃、静かさ、治安、防災など８項目にわたって、20歳以上の男女を対象に2022年から2026年の回答を累積して調査をしています。このことから、今回は当町において、交通の利便性、行政サービス、賑わい対策についてどう取り組

んでいるのか伺うものであります。それぞれについてどう取り組んでいるか伺います。

続いて、件名２、地域おこし協力隊の確保について伺います。１つ目は、地域活性化を図るために、隊員確保に向けどのように取り組んでいるのか伺うものです。福島県の令和８年４月１日現在の設置自治体は43市町村、設置人数は260人に上ります。相双管内では、南相馬市10名。主な活動ですけれども、起業準備、移住相談。飯舘村は13名、賑わい創出、医療確保。新地、相馬はありません。当町においては、去年の６月までまぁるの庭の熊谷真人さんが隊員でありましたけれども、３年の任期が満了しており、現在はおりません。そして、双葉地方は、浪江12名、大堀相馬焼の育成、観光、農業育成。葛尾村が５名で地場産品振興、キャンプ場運営。川内村が９名、富岡町３名、楢葉町は19名、広野町が１名となっております。このように多くの自治体で設置をして取り組んでおります。今後の地域活性化を図るために隊員確保に向けどう取り組んでいるのか伺います。

そして、２つ目ですけれども、隊員の確保でさらなる活性化を図るべきでないか伺います。令和元年９月の定例会において私が伺った一般質問では、地域活性化のためにこの地域おこし協力隊はぜひ必要なものと考えており、今後も積極的に努めるとしておりましたけれども、現在は皆無であります。国は、地域おこし協力隊の任期を今年から特例で最大５年に延長できるとしました。これまでは３年だったものが、伝統産業や農業などの地場産業に従事し、任期後に起業や事業継承する場合が対象となります。そして、国は隊員１人当たり550万円を上限に自治体に財政支援をしております。今年、2026年までに１万人に増やそうという目標を掲げております。多くの人材によってまちづくりを進める必要があると思います。伺います。

以上申し上げましたが、よろしくご回答ください。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

〔大堀　武町長登壇〕

○大堀　武町長　６番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

住みやすいまちづくりの１点目、民間企業が実施する街の住みここちランキングでは、福島県内でも上位にランクインする自治体がある。住みやすいまちづくりに町ではどのように取り組んでいるのか伺うについてですが、本町では第６次総合計画後期基本計画に基づき、快適で活力あるまちづくりをまちづくりの目標の一つに掲げ、各種施策を展開しております。交通利便性の高い駅周辺地区から自然豊かな集落まで、地域特性に応じて生活環境の充実を図るとともに、町営住宅や空き家、空き地の情報提供、空き家の活用、宅地化など住まいについて様々な支援を行い、若者世代を中心とした町内への新たな移住、定住を促進しております。また、保育所関係支援を含め、子育て支援や教育環境など新地町ならではの暮らしの魅力を情報発信するとともに、若い世代への移住補助金の継続、推進のほか、保育料軽減助成金事業や奨学金返還支援などにより、経済的な定住促進にも取り組んでいるところであります。さらに、医療や福祉、防災など、地域住民と行政区、町、関係機関、団体等がそれぞれの役割を担いながら協働の体制づくりを進めることが、住みやすく魅

力あるまちづくりの実現に向けてますます重要であると認識しております。

次に、２点目の行政サービスや交通の利便性、賑わいづくりについて、町ではどのように展開していくのか伺うについてですが、行政サービスの充実につきましては新地町ＤＸ推進ビジョンに基づき各種申請や本人確認のオンライン化を進め、行政サービスの効率化と利便性の向上を図るとともに、町ホームページやＳＮＳなどを活用し、迅速な情報発信に取り組んでまいります。交通の利便性につきましては、常磐自動車道の４車線化や国県道改良を国、県に要望するとともに、新地町バスストップの高速バス利用促進やしんちゃんバスの廃止、しんちゃんタクシーの見直しを図るなど、誰もが利用しやすい交通環境の形成に努めてまいります。賑わいづくりにつきましては、本町が持つ豊かな自然に加え、釣師防災緑地公園及び公園内のしんちパンプトラックやオートキャンプ場、新地駅前フットサル場、海釣り公園など、震災後に整備された多様な観光、交流資源を最大限に活かし、遊海しんちをはじめとするイベントの充実と観光魅力の発信に取り組んでまいります。本町の魅力的な点として、自然環境や景色がよいが町民アンケートで最も多く掲げられており、この豊かな自然環境を活かした交流促進とデジタル化、公共交通の充実などに利便性向上を図ってまいります。

次に、地域おこし協力隊の確保についての１点目、地域活性化を図るため、隊員確保に向け町ではどのように取り組んでいるのか伺うについてですが、町では地域外から新たな発想と機動力を持つ人材を受け入れ、町民と一緒に知恵を絞りながら地域力の維持、強化と活性化に取り組み、より魅力あるまちづくりを進めることを目的に地域おこし協力隊を募集しております。当町の地域おこし協力隊第１号として令和４年７月から活動しておりました隊員が、令和７年６月に３年間の任期を終了しましたが、任期満了後も引き続き当町に居住し、現在は鹿狼山の麓に整備したキャンプ場を経営するなど、当町の交流人口、関係人口の拡大等に寄与していただいているところであります。地域おこし協力隊の対象となる要件については、各自治体の地域要件区分があり、当町の対象要件は主に３大都市圏からの移住が対象となっております。他の自治体と比べ募集のハードルが非常に高くなっておりますが、引き続き募集を続け、隊員確保に取り組んでまいります。

次に、２点目の隊員確保でさらなる活性化を図るべきでないかについてですが、地域おこし協力隊は人口減少や高齢化などの課題を抱える地域が都市部から人材を受け入れ、地域活性化に取り組む制度です。活動内容は地域によって異なりますが、原則１年から３年間地域に移住し、農林水産業など１次産業への従事をはじめ、特産物を活かした商品開発、デジタル化などの住民の生活支援、交流の場づくりなど、活動内容は多岐にわたります。自治体が地域おこし協力隊員を導入するメリットとして、協力隊員が持つそれぞれの専門性や多様な視点による地域活性化の推進をはじめ、住民増加による経済効果などが挙げられます。また、地域住民との交流を通じ、地域コミュニティーに新たなつながりを生み出す可能性も高まります。このようなことから、引き続き隊員を募集していき、隊員の確保、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　ただいまそれぞれ回答いただきました。再質問をいたします。

まず、住みやすいまちづくりについてですけれども、この民間が実施する住み心地のランキングということで、この調査はしているということを理解しておりましたでしょうか。分かっていましたか。

○遠藤　満議長　小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長　ただいまの質問にお答えいたします。

私では、様々な民間事業者の方がこういった調査をしているということは存じ上げておりますけれども、今回八巻議員からの質問のいい部屋ネットの住み心地ランキング、これについては特に承知はしてございませんでした。

以上です。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　この調査、先ほど言いましたけれども、2022年から始まっているわけで、やはり民間のまちづくりの状況をよく調査をしているのです。そういうところを考えてもあらゆる分野で新地町のよさを売り出していかないといけないと考えますので、今後ともこういった調査を目にしていただきたいと思います。

そして、行政サービスでありますけれども、利便性ですが、何といっても役場への来庁者に対する挨拶であるとか、あとは接客態度であるとか、そういうところ皆さんに好まれるような行政サービスになっているのかどうかについて再度伺いたいと思います。

○遠藤　満議長　ちょっと休議します。

午後　１時５１分　　休　憩

午後　１時５３分　　再　開

○遠藤　満議長　では、再開します。

大堀武町長。

○大堀　武町長　民間の調査で、それも住宅支援の会社であります。その中で行政サービスと言っているのは法的支援や手続の充実ということですから、うちがほかの町村から落ちているという認識はございませんし、一生懸命やっているつもりです。あとは、ここの出てきた部分で県内で上にいる組は全て中通りです。そういったことを考えると、必ずしもそれを新地に持ってこられてどうなのだというのはちょっとおかしいのではないかと。やはり交通の利便性、人口が非常に多いエリア。こちらは災害があって、被害があって、人がなかなか住めないエリアで、今一生懸命復興とかそういったものをやっている時期なのに、そことの比較だけでぼんぼん来るというのはちょっと答えが

できない部分が非常にあるということで、ここの部分の我々にとっては行政サービスは精いっぱいやっておりますが、町民からこういったことがあるのでもう少し改善しろとか、そういう意見が出てくればそれは当然真摯に受け止めて町職員一同頑張ってそのサービスの部分をやっていきたいとは思っておりますので、ひとつ議員においてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　他の市町村から見て落ちているというような認識はないということですので、これからもそういったことを意識しながら来庁者に対する接遇をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、行政におけるデジタル化について、デジタルの活用によって誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現に向けて業務の効率化など取組をしていると思いますが、その状況についてお答えをいただきたいと思います。

○遠藤　満議長　小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長　ただいまの質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、令和５年３月にＤＸ推進ビジョン策定をいたしまして、今具体的に取り組んでいる部分としましては、町税の二次元コードを活用した納付など、来庁をしなくても手続が可能な環境整備を進めているところでございます。それで、今後につきましては、今も取り組んでおりますけれども、基幹業務システムの標準化への確実な対応、それから情報セキュリティー対策の強化、それから職員のデジタル人材育成、そういった部分を柱にして、住民サービスの向上、それから業務の効率化を図りながらＤＸを進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　今、町税の徴収の関係のお話もいただきましたけれども、いろいろやっておりまして、この状況をさらに推し進めてやっていただきたいと思っております。

続いて、賑わいについてですけれども、ＪＲ新地駅前の複合商業施設の活性化の取組についてどうなっているか。この複合商業施設、日中行ってみますとやっぱり人が集まっていないのです。賑わいというものが全然うかがえない。そんな状況をどう考えていくかお伺いしたいと思います。

○遠藤　満議長　加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長　ただいまのご質問にお答えします。

駅前の商業施設、観海プラザのテナントさんのそれぞれの営業の関係だと思いますけれども、１店舗空いてございまして、今それは募集かけているような状況であります。日中では人がいないというお話でありましたが、ご承知かとは思いますけれども、主に夜間に営業している飲食店ですとか、あと塾ですとか、そういったものがありますので、営業というか、業種的にやむを得ない部分

あるのかなと考えているところではございます。

以上でございます。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　今の空いている部屋といいますか、あるというようなことで、こういったところをやっぱり埋めていかないと賑わいというものはできてこないと思いますので、その辺を早急に埋めるような対応を取っていただきたいと思います。

そして、町民のアンケートを見ますと、83.7パーセントが買物の不便を訴えているのです。スーパーマーケットの誘致活動の状況についてお伺いをいたします。

○遠藤　満議長　小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長　ただいまのスーパーマーケットの誘致についてお答えいたします。

今現在、企画政策課でスーパーマーケットの誘致ということで取り組んでおりますけれども、残念ながら今現在具体に検討していただいているところはない状況でございます。ただ、今回補正予算で計上させていただいておりますが、民間調査会社に町の条件とか、あと補助支援の内容、そういった部分をまとめたアンケートを民間調査会社を介して実施したいと考えてございまして、今補正予算で計上してございます。そうした取組をして早急にスーパー誘致できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　１万平方メートルくらいの拡大用地があるわけでありますので、公設民営というようなことで考えているようでありますので、何とか対策を講じていただきたいと思います。

次に、交通の利便性について伺います。総合交通対策について、町民の37.5パーセントが交通の利便を不満に感じているというような状況であります。昨日の全員協議会の中でもありましたけれども、しんちゃんバスは廃止のようでありますので、今回はお伺いしませんけれども、しんちゃんタクシーの改善、見直しについてどう取り組んでいくかお伺いをいたします。

○遠藤　満議長　小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長　ただいまの質問にお答えいたします。

先日の全員協議会でも説明させていただきましたけれども、しんちゃんバスの廃止を今年度末計画しておりまして、それに合わせて新年度からしんちゃんタクシーの見直し、内容については助成対象範囲の拡充という部分を説明をさせていただきました。具体的な内容につきましては、年齢を引き下げるという部分と、あとは障害者枠とか介護保険枠、そういった部分である程度制限していた部分を緩和をしていくという部分で、対象要件の拡大を検討というか、予定をしてございます。

以上です。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　新年度からこういう拡充をしていくというようなことでありますので、ご期待を申し上げたいと思います。

そして、交通の利便性について伺いますけれども、先ほども高速バスの関係をお話しいただきましたけれども、バスストップの活用促進ということで朝、昼、夕の３便しかございませんけれども、１日当たり５人くらいの利用しかないというような状況であります。知っている人は利用するのでしょうけれども、あまりに少ないのではないかと思うのであります。もっとＰＲして利用増を図るべきではないでしょうか伺います。

○遠藤　満議長　小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長　ただいまの質問にお答えいたします。

東北アクセスさんで今高速バスストップ運行していただいておりまして、新地バスストップの部分についてを2025年度は391人の利用だったということで、これまでの状況を見ますと年々減少している傾向であります。今、議員のおっしゃるとおり、利用促進ＰＲ必要だと考えてございます。今ホームページの掲載とか、あと広報しんちでもＰＲとかをしておりますけれども、さらに工夫をして利用促進のＰＲに努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　ぜひ広く周知をしていただいて、利用の促進を図っていただきたいと思います。そして、こういった調査が来年以降も続くと思いますので、ランクインができますように今後の活動を充実していただきたいと思っております。

続きまして、地域おこし協力隊についてお伺いをいたします。先ほどもありましたけれども、新地町の応募にランクがあって、当町は都市部に属しているというようなことで３大都市圏からの応募しか認められないというようなお話であります。大変厳しいなと思いますけれども、先ほども言いましたように、飯舘では13名もいるわけでありますので、この辺を考慮いただきまして、何とか１人でも協力隊を出したいなと思います。この辺の状況と今後の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○遠藤　満議長　小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長　ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど町長も答弁いたしましたけれども、当町の地域おこし協力隊の対象要件、こちらは総務省の制度要件がありまして、３大都市圏、東京、名古屋、大阪、それから政令指定都市からの移住者が対象ということになってございます。飯舘さんとか丸森さん、こういった部分と新地町は違っておりまして、例えば丸森さんに新地からは行きますけれども、丸森さんからは新地には来れないというようなこともございます。こういった部分があって、募集のハードルが非常に高いという実情があります。

これからどうするのだという部分でございますけれども、ホームページも充実させるなどして情報発信して、それから機会も捉えまして、例えば首都圏での観光物産ＰＲなどのときも地域おこし協力隊募集しているというようなチラシ配布とか、そういった地道なこともやりながらＰＲ活動を展開してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　ハードルの高い町だというようなことでありますので、東京の周辺でのそういったイベント時にもこういうところをＰＲして多くの人を集めてもらいたいと思います。

そして、協力隊の市町村の担当者の研修会とか、あとは全市町村のヒアリングというものがあったようでありますけれども、どんな状況だったのかお伺いをいたします。

○遠藤　満議長　小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長　ただいまの質問にお答えいたします。

大変申し訳ございませんが、私でその内容詳細ちょっと把握しておりませんけれども、町で担当が出席して、町の実情を説明して情報交換をしてきているものと考えてございます。

以上です。

○遠藤　満議長　６番、八巻秀行議員。

○６番八巻秀行議員　これ担当者の会議とか、あとは市町村の状況をやったというような、そういうホームページあたりで出ているので、新地町も出ているのかなと思いましたけれども、そこまでにはなっていないということですが、このほかにも協力隊の経験者を集めた勉強会とか、それから活動の報告交流会なんかもやっているみたいなのです。ですので、もう少し今後課の中でその辺を研究していただいて、隊員の確保に努めてもらいたいと思います。

最後でありますけれども、今年は第３期の復興創生期間５年目の年であって、令和12年を見据えた第６次の総合計画後期計画の初年度であります。計画をしっかりと進めて、いいまちづくりをしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○遠藤　満議長　これで６番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番　井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員　最後の質問になりました。７月28日に発生した最大震度７の熊本地震は、９月９日12時現在で死者38人、重軽傷371人、全壊2,249棟を含む住家被害は４万4,252棟に上るようでございます。電気、水道等が使えず、真夏の災害で避難所のエアコン設置の重要性も改めて浮き彫りになりました。また、８月13日からの大雨による千葉の記録的豪雨、先週の名古屋市の１時間100ミ

リを超える記録的な大雨等、今年に入り大災害が続くようになりました。９月13日、ＮＨＫスペシャル「激甚・豪雨災害の“死角”」という番組では、日本の南海上の低気圧、モンスーンジャイアが大きな渦をつくり、大量の水蒸気が6,000メートル上空にあるそうで、どのように動くのかは現段階で予測が困難ということのようであります。いわゆる台風ではなく、秋雨前線の挙動が異常気象により想定を超える災害が頻発する時代に入っており、事前の備えを含めた災害対策の再点検や見直しが求められていくと思います。災害は忘れた頃にやってくるから、災害はいつでもやってくる時代に入っているのかもしれません。皆さんとともに命と暮らしを守っていくために力を尽くしたいと思います。

私の質問は、第１に、10年後の新地町を見据えてでございます。第６次新地町総合計画は、令和３年度を初年度とし、10年後の令和12年度を目標とする計画でございます。今年度、令和８年度に今後５年間を計画期間とする後期基本計画の策定をいたしました。この中で、施策の大綱の１番目に、快適で活力あるまちづくりをうたい、１、若者定住化の促進、２、地域資源を活かした観光交流、３、商工業の振興、４、農林水産業の振興・復興と並んでおります。そして、第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略もつくり、持続可能なまちづくりを進める段階に入っております。こういった中で観光行政を充実させていくことは、５年後、10年後のまちづくりを進めていく上で大事だと思います。

新地町には観光協会があり、産業振興課に商工観光係もあり、町の観光サイトも整備され、今月しんち魅力発信・プロモーションツール制作事業の公募も行われているようでございます。観光誘客だけではなく、関係人口の拡大まで掲げております。令和２年12月議会の答弁にもあるように、町観光協会は本町の観光資源の中核となる組織として考えており、より効果的な誘客施策の展開を可能とする体制づくりと町内商業の発展にも寄与できる組織をつくり、まちの賑わいづくりを築いていくと表明されておるわけでありますが、そのためには専任の事務局長を置いて体制を強化していくべきではないかと思います。

また、前段にも賑わいづくりの質問がございましたけれども、新しくなった新地駅前の賑わいづくりについては、平成31年３月に新地駅前賑わい創出委員会が提言をし、今日まで若者や商工会、青年部、ＮＰＯ団体のイベント、交流センターを核とした文化、芸術事業の取組により、一定の賑わいづくりがあったかと思います。問題はいかに継続していくかが課題であり、もう一つ、駅前の賑わいづくりで申し上げたいのが、なぜ一番目立つところに観光協会があったのに、これを移転し、現在はたまにしか開いていないＵＤＣの施設になっているかということでございます。商店街においても不景気で店が閉まればシャッター通りという話もございますけれども、新地駅を降りて一番の町内外のお客さんが目立つところで話を聞く、談笑をする、そういった拠点という位置づけがやはり大事な課題ではないかと思っております。駅前の賑わいづくりについて、今後の取組についてご所見をお聞かせください。

次に、観光名刺の無料配布についてお伺いをいたします。新地町を宣伝するために様々なツールがございます。観光パンフレット、ＳＮＳなど様々あるわけでありますけれども、新地町を宣伝してくれる意味合いでも名刺台紙を無料提供していくべきではないでしょうか。あらゆる宣伝媒体を効果的に活用していくべきかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、新地町ならこれと言われるような特産品の開発についてお伺いをいたします。これまで農産物の６次化であるとか、町のお土産品であるとか、様々開発の取組が行われてまいりました。かつては、いちじくワイン、「鹿狼山」など発表会を盛大にやって売り出したものもあれば、産業まつりを中心にニラを特産品として宣伝をしたり、民間のタコシウマイ等々も出ているようでございます。ただ、町内外の方々が新地町といえばこれだと言われるようなものが欲しいし、それが観光の目玉、さらにはふるさと納税の返礼品等にも使えるなど使い勝手もいいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、人材育成とコミュニティーの充実についてお伺いをいたします。５年後、10年後のまちづくりを考えるとき、やはり大事なことは人でございます。第６次総合計画の町長挨拶にも載っておるわけでありますが、本町は豊かな自然と古代からの確かな歴史、伝統があり、先人たちはその自然を活かした農業と、太平洋から営まれる漁業を基盤に、自然と共生しながら暮らしを守り、育ててきた。その豊かな自然と長い歴史の中で培われてきたコミュニティーを活かし、町民と行政が手を取り合い、小さくても光り輝き魅力あるまちづくりを進めていくとしております。これは決算審査特別委員会でも話題になりましたが、近年民間の景気が伸び、公務員志望の人材が少なく、７年度も大卒ゼロ、高卒２、保育士ゼロの採用状況のようで、特に技術系、保育士、保健師等の採用に苦慮しているということが見受けられるわけでございます。また、技術系がいないといっても、何でもかんでも全て委託にすればいいというわけにはいきませんので、図面を見るとか精査をできるような職員、人材の育成あるいは研修も必要になってくるのではないでしょうか。技術人材確保と職員の育成についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、世代間交流の取組についてお伺いをいたします。令和３年から令和７年の５年間で新地町に転入した人は約1,000人、転出は1,250人ということであります。平均すると約200人が毎年新地町に転入しているようです。特にこれから５年先、10年先を見据えるならば、世代間交流が重要ではないかと思います。特に観光、農業、移住、防災などと並び、次世代につないでいくという意味の取組が求められてくるのではないでしょうか。地区や学校、老人クラブ、子ども会あるいはＰＴＡ、農業者、若者グループ等から企画を募集する、あるいは優れた活動に町が助成をするなど、大事なことは行政は仕掛け人となり、住民が主体となって町が後押しをしていく取組であります。地域の高齢者を先生にしていく、子ども、若者と一緒に農業、文化を継承していく、震災と新地の歴史と次世代につなげていくなど特に大事かと思いますが、世代間交流の取組についてご所見をお聞かせください。

大きな質問の２つ目は、指定管理者制度についてであります。管理コストの削減、公共サービスの効率性と品質の向上を上げていくという目的で、公共施設の管理を民間に委託するための制度で、公共福祉の運営を一定期間担うことで企業の社会的信用が向上するというのが指定管理者制度でございます。新地町では、新地漁業荷捌き施設、海釣り公園、エネルギーセンターがそれぞれ指定管理をされているわけですが、これまでの現況並びに課題等々についてどのようにお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

次に、今後の方向についてであります。令和６年６月議会に釣師防災緑地公園を指定管理にしたらどうかという質問に対し、サービスの低下等も可能性としてあり、活用する検討材料がないため導入しておらず、引き続き検討していくとの答弁でありましたけれども、私は検討するというよりも研究するというのが妥当な答弁ではないかと思っております。なぜか。指定管理を委託する先は民間であります。民間は、利益を追求しなければなりません。一方、町が指定管理をするのは費用対効果や公共サービスの質の向上が目的となるので、相反するわけでございます。大事なことは、指定管理する中で住民の公共サービスが向上するのか、地域の活性化、地域商業、産業の活性化につながるかが鍵だと思います。様々な事例等を情報収集し、研究することが優先課題だと思いますが、今後の取組についてご所見をお聞かせください。

以上です。

○遠藤　満議長　ここで暫時休憩をいたします。

午後　２時２６分　　休　憩

午後　２時３５分　　再　開

○遠藤　満議長　それでは、再開をいたします。

休憩前に質問ありましたので、これから答弁を求めます。

大堀武町長。

〔大堀　武町長登壇〕

○大堀　武町長　それでは、10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、10年後の新地町を見据えての１点目、観光行政の充実について、①、事務局長の配置についてですが、新地町観光協会の事務局長については、新地町産業振興課長が事務局長を兼務する体制を取っております。産業振興課は商工観光係を担当しておりますので、業務として関連性が深いと考えております。これは、商工業や農業、水産業といった関連する産業政策と観光施策を一体的かつ機動的に展開することで施策間の相乗効果を高めることを目的としたものであります。限られた行政資源を有効に活用しつつ、各産業分野との連携をより一層密にするため、引き続き産業振興課長が事務局長を兼務する体制を継続してまいります。

次に、②の駅前の賑わいづくりについてですが、新地駅周辺は震災からの復興の象徴として、文

化交流センターやフットサル場、観海プラザをはじめとする商業、飲食機能、さらにはホテルや温浴施設、温泉スタンドといった宿泊、癒やしの機能が集積してまいりました。特に観海公園では官民を問わず各種のイベントが開催されており、町内はもちろんのこと、町外からも来訪者があり、交流の場となっていると考えております。これらの個別の施設を点としてではなく、相互の連携をより一層強めることでエリア全体の魅力を高めていく必要があると考えております。そして、商工会や宿泊施設、店舗などの民間事業者、そして地域住民の方々が一体となって進めていくためのさらなる仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、③、観光名刺の無料提供についてですが、現在観光協会で取り扱っている観光名刺については、有料で販売をしております。ご質問はどうも台紙だけなのかどうかは分かりませんが、今現在観光協会では全ての名前まで入った名刺であります。この名刺には町の魅力発信のために観光地や特産品の写真を刷り込んでおりますので、町の魅力発信やＰＲツールとして活用できると考えているところであります。観光協会の限られた予算の効率的な執行や受益者負担の公平性の観点を踏まえると、観光協会がコストを全額負担して一律に無料配布を行うことは難しいと考えておりますので、観光名刺の提供につきましては引き続き有料で販売させていただきたいと思います。

次に、④の新地町を代表する特産品の開発についてですが、当町におきましては新地町特産品振興協議会や商工会が事務局となっていただいており、会員についても町を含めＪＡや漁業協同組合、各事業主が会員となっております。同協議会の目的は、特産品の開発、改良、特産品の消費拡大などであります。加工品などの特産品を生み出すのは基本的には民間の意欲ある活動であると考えておりますので、町はその後押しをする役割であると考えております。商品開発には材料等の費用や施設建設費などを要しますが、こういった金銭に関する負担を軽減するために国や県が用意している各種補助事業のメニューを商品開発事業者に対して活用できるような情報の提供や開発された商品の認知度向上に向け、首都圏や仙台市などへ出向いたＰＲやＳＮＳでの情報発信にも力を入れてまいります。また、一昨年の第75回ジャパンフードセレクションにおいて最高賞のグランプリを受賞したタコシウマイについても民間活力のたまものであると考えており、町はそのハード面の支援をしてきたところであります。このほか、昨年度より地元で水揚げされた新鮮な海産物を身近で感じていただくため、町の食材を活かしたご当地レシピとしてタコとはんぺんの揚げパンのレシピの開発をしたところであります。この間、親子料理教室の開催、産業まつりや遊海しんちでの試食配布などを実施しました。今後はこのレシピを普及させ、町内の飲食業者での提供、学校給食での提供なども視野に入れながら、町の地場産品のさらなる魅力発信と消費拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、２点目、人材育成とコミュニティーの充実の①、技術人材確保と職員の育成についてですが、現在当町の技術職につきましては、土木職が９人で、建築職はおりません。今年度の技術職の職員採用の状況ですが、土木職及び建築職の大学卒程度、短大卒程度、高専卒程度を実施し、いず

れも応募はありませんでした。土木、建築などの技術職における応募状況は、他の自治体同様厳しい状況にあります。採用者を確保するため、採用試験の種類について、大学卒のほか、高校卒や社会人枠の応募を必要に応じ検討してまいります。また、他の自治体の優良事例などを参考にしながら調査研究してまいります。職員の育成については、ふくしま自治研修センターにおける勤続年数や職務、職責に応じた研修だけでなく、ベテラン職員の経験やノウハウによる知識の継承やＤＸなどの専門性を身につけることで職員ごとに得意分野を持たせることも重要だと考えております。職員の育成につきましても、他の自治体の優良事例などを参考にしながら、持続可能な自治体運営を支える人材育成の強化に努めてまいります。

次に、②、世代間交流の取組についてですが、本町には昔ながらの地域コミュニティーが根差しております。このコミュニティー力は、10年後の新地町を見据え、持続可能なまちづくりを行うためにも大変重要な要素であると考えております。世代間交流の取組については、各地区単位のものや地域づくり団体が中心となり実施されているものが多く、これまで同様町も支援を継続していきたいと考えております。具体的な事例として、福田地区世代間交流では福田婦人会、福田老人クラブによる活動が行われており、本年も６月に勤労青少年ホームで開催されました。なりすまし詐欺の講話や民謡を聞いたり、輪投げやスロットボールなどの競技などをしながら交流をしております。また、町が主体となり実施する事業としては、今年度10月31日に開催を予定しているスポーツイベント、健康ウォークがあります。年齢制限などは設けておりませんので、お誘い合わせの上、世代間交流のイベントとしてご参加いただければと思います。

次に、指定管理制度について、１番の状況と課題、２番の今後の方向性について、施設ごとにお答えをいたします。初めに、海釣り公園についてですが、海釣り公園は地方自治法及び新地町海釣り公園条例に基づき、新地町観光協会を指定管理者に指定し、地域活性化と観光資源の拠点、利用者の安全確保を最優先した管理運営を続けていただいております。本施設は、相馬港５号ふ頭の岸壁の上といった特殊な立地環境にあることから、日頃より観光協会と町が緊密に連携を図りながら適正な維持管理と安全対策に努めているところであります。指定管理開始からこれまでの運用実績を踏まえれば主に次の課題が存在し、対応が必要であると考えております。釣りデッキや管理棟、各種附帯設備については塩害を受けやすい苛酷な環境にあり、日頃からの安全点検は欠かせない状況であります。日常の清掃や小規模修繕は指定管理者の責任で行われているものの、中長期的な大規模修繕や設備の更新費用については町と指定管理者の間で適切な役割を分担しておりますが、双方とも財源確保を図っていく必要があります。さらに、近年のエネルギー価格や資機材の物価高騰に加え、労働環境の改善に伴う人件費の上昇により、指定管理者の経営状況と管理運営コストが大きく、運営が圧迫されている状況にあります。現状の指定管理料の枠組みの中ではそれらの費用の吸収が困難な部分が生じており、サービスの質を維持した安定的な運営を続ける上で実態に即した経費の検証が喫緊の課題となっております。こうした課題を踏まえ、令和９年３月末の指定期間の

満了、さらにはその先の施設の維持可能な運営を見据えた取組を推進してまいります。維持管理と計画的な修繕の推進については、施設維持積立金の活用や毎年度の協定協議を通じて施設の長寿命化に向けた計画的な維持修繕、更新を進めてまいります。また、物価高騰や人件費の上昇といった外的要因によるコスト増については、指定管理者からの申出や実態のヒアリングを真摯に受け止め、協議において適正な指定管理料の在り方について検討を進めたいと考えております。町としても、地域の貴重な観光、レクリエーション拠点である海釣り公園が持続可能で安定した運営を継続できるよう、適切な財政支援と負担の在り方について検討し、引き続き指定管理者である新地町観光協会と一体となり、安全、安心を最優先に見据えた海釣り公園の適正かつ円滑な管理運営に万全を期してまいります。

次に、新地町荷捌き施設、製氷施設及び釣師漁具倉庫、漁具干場の水産業共同利用施設においては、相馬双葉漁業協同組合を指定管理者として維持管理などを行っております。現在の漁業は拡大操業であり、いまだに本格操業に至っておりませんが、競りや網こせも震災以前のように行われておりますので、それぞれ各施設共にその役割を果たしていると考えております。同組合は震災以前より施設運営を行っていた経過もあり、ノウハウを活かした維持管理により適正に管理されておりますので、今後の方針につきましては水産業共同利用施設の指定管理について、令和８年度に協定の締結について新たに更新したこともあり、これまでどおり５年後の令和13年３月31日まで双葉漁業協同組合により適正に維持管理していけるものと考えております。

次に、新地エネルギーセンターの状況と課題についてですが、新地町が事業主体となり、経済産業省のスマートコミュニティ導入促進事業補助金を活用してエネルギーシステムを構築した新地エネルギーセンターは、相馬港ＬＮＧ基地の天然ガスや再生可能エネルギーを活用し、コージェネレーションシステムや熱源設備を用いて新地駅周辺施設へ熱電併給を行うとともに、駅周辺施設のエネルギー利用を制御するシステムを構築し、効率的なエネルギー利用を管理し、需給バランスの最適化を図るとして、2019年３月に新地町地産地消型エネルギー利用を核とした復興まちづくり事業の熱電供給の整備が完了、新地スマートエナジー株式会社が新地町の指定管理者として2018年12月から管理運営を行っております。新地駅周辺では、新地町複合商業施設と新地駅前フットサル場が2019年３月、民間施設であるホテル温浴施設が同年６月、2020年８月には新地町文化交流センターがオープンし、新地エネルギーセンターの運用が開始してから７年が経過しました。新地エネルギーセンターの今後の方向については、安定的な経営基盤の確立に向けて、新地スマートエナジー株式会社出資者と連携を図り、エネルギーセンター運営の効率化に向けた取組を進めてまいります。あわせて、新地駅周辺事業用地の空き区画について、事業者の早期誘致を目指し、新地スマートエナジー株式会社株主の皆さんとともに取り組んでまいります。

以上です。

○遠藤　満議長　10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員　それでは、再質問をします。

５年後、10年後、要するに長期的な町の将来像を見詰めて、今まち・ひと・しごと総合戦略というものを捉えながら後期基本計画を進めていく中では、また先を見ながら一つひとつのことをやっていくという視点が大事かなと思ってこのテーマにしたわけでございます。やっぱり観光行政というのは、前にもお話をしたことがありますけれども、想定人口が7,700から7,000人に下がったと。でも、ここで先ほども紹介しましたけれども、町長が挨拶で言った小さくても光り輝く町と、こういった基本的な視点を捉えていくならば、人口の数のみならずやっぱりこの町の活性化、将来は明るいということを思っているわけでございます。そのためにも新地に来てもらう、関係人口、定住人口増やしていく、こういったことが大事なのですけれども、その形の一つにあるのがやっぱり観光行政なのだろうと思います。

前にも専任の事務局長が必要だということがありましたけれども、観光というのは町を売り出すわけでありますから、例えば役場の課長席に座って両方兼任しているのもいいのですけれども、やっぱり率先して出ていって、外に出ていって声をかけていろいろやっていくことが大事なのだろうと思います。さらには、関係機関との調整であるとか、いろんなことをやっぱりやっていかなくてはならぬだろうと思っています。観光協会等は独立した一応町の下請機関みたいなイメージで捉えておりますけれども、独立した機関として新地町の観光協会としていろいろ町を売り出していくのだと、こういう視点で考えるならば、この充実と申しましょうか、組織体制のしっかりした形というのはこれ大事だと思うのですが、この辺についてお考えをお伺いします。

○遠藤　満議長　加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長　ただいまの井上議員の質問にお答えします。

観光協会が独立した機関ということで事務局長の専任をすべきだという話だとは思うのですが、今現在町と商工会一体となりまして毎月事務等の打合せ等々をしてございます。それはお金に関してもそうですし、いろんなイベント等に関しての動員関係ですとか、そういったものの調整しながらやっているというような状況でございます。したがいまして、事務局長だけではなくて、商工観光係の人員も同じように観光のことに足を踏み入れてございますので、そういった意味では綿密に実施していっていると考えてございますので、現段階では特に問題はないと考えておりますし、現状もうまくいっていると考えてございます。

以上でございます。

○遠藤　満議長　10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員　問題ありませんというような答弁でしたけれども、やっぱり町をいかに売り出していくのかというのが１つ大きいのだろうと思います。今までは確かに産業振興課が主体で補助申請……産業振興は企画だったのかな。魅力発信とかいろんな2,500万円ぐらいの事業に入れていろいろやっていましたけれども、産業振興課はあくまでも産業を振興するという立場でありますか

ら、やっぱりそこは町全体を見据えながら、町の産業、新地町商業などもかなり弱いだろうと思います。もっとこれを発展させていくという視点でこの観光行政も含めて考えていくということであれば、産業振興課というのは連携役というか、まとめ役というか、そういったことが視点です。ですから、産業振興課長兼任ですから、はっぴを着て町を売り出しながらしょっちゅう外行くというわけにいかないでしょう、それは。これはどういう人を充てるか、退職職員なのか、新たに公募するのか分かりませんけれども、そういった体制でこの観光協会そのものが生き生きと活動できるような方向がやっぱり大事なのだろうと思います。後から話ししますけれども、この海釣り公園なんかも抱えながら、やっぱり一つのドル箱といえばドル箱ですよね。これを踏まえながらどうこれを発揮させていくのか、これは観光協会独自にいろいろ考えていくような主眼だろうと思うのです。何でもかんでも役場で考えてこうしろ、ああしろではなくて、それぞれが主体的に動いていくような、それが総合的に町全体の発展につながるような方向が大事かと思うのですが、この辺をご答弁ください。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　井上議員から大変貴重な意見で、それぞれの機関が独立をして自主努力で頑張っていけると、そういうのは理想であります。ただ、新地町の実態をやはりもう少し見てほしいと。観光協会も本来は民間でやっていただくのが一番正しいと私も思っています。ただ、なかなかやり得なくているから行政がそこにやっているというのが実態であると。ですから、井上議員がおっしゃるとおり、事務局長だけではなくて、本来はそこには一法人としていろんなことができる体制が整っていなければと。ただ、残念ながら町の観光協会は何も整っていません。法人格もございません。そういったことを考えれば、町の下請というの、本来の観光協会のあるべき姿をどうするのかということは充分に皆さん方を含めて我々も考えなければならないですけれども、商工会も含めて一生懸命考えなければならないときだと思っています。ですから、事務局長をどうするかとか、そういったレベルではないと。これは、観光協会を法人格にするのならそのような努力をしていかなければならないし、そしてそれをちゃんと仕切ってくれる親分がいないと駄目だと思う。それが今の新地町にはないと思っています。ですから、あるいはあとこのようなちっちゃい町でその法人格を持った観光協会というのは、多分どこの自治体でも持っていないのではないかなと、そういう思いであります。気持ちと現実のギャップというのは常に見ていかなければならない。ですから、行政ができるのはどのレベルかということも充分に考えながら、今新地町の行政としてはこのレベル、これで頑張るしかないということで、事務局長を課長兼務でやれということで頑張っていると理解してもらわないと駄目だと思っております。ただ、井上議員がおっしゃるとおり、その理想に向けて努力をしていくのも大事でありますので、そのように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤　満議長　10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員　確かに商工会も事務局長がいないという現状もあって一気に、数の問題もあるのでしょうけれども、こういう方向でやるのだという、先ほどいろんな計画出ていますけれども、これに基づいていろんな方向でやっていくのだということはつかんで離さないような方向で、時間をかけてもそういう方向に持っていくのだと、それでそこから広げていくというような方向がやっぱり大事な課題なのだと思います。この辺についても随分内部でも、町長今そういう答弁でありますけれども、そういった方向をつかんでほしいなと思います。

次に入ります。今の前段の観光行政の充実につながるわけですが、新地駅前の賑わいづくりの問題であります。これも駅前復興の形の中で、いろんな整備をする中で、駅前にぎわい創出委員会をつくりました。この新地の駅前から新地町の復興を発信していこうという話になりました。前段ちょっと話も出ましたけれども、いろんなイベントをやるときには人が集まりますけれども、なかなかふだん集まらないという話もございます。それを集まるような仕掛けづくりということがやっぱり大事なのだろうと思います。

前段１番目の質問でもお話をしましたけれども、駅を降りて一番最初に、目立つところに前は観光協会あったのだけれども、それが移転をして、そこがずっと閉まった、いつかは開いているのでしょうけれども、私が行ったときはいつも閉まっておるわけであります。こういった施設のやっぱり有効活用というのも、駅前何とか委員会というのがあるのかどうなのか分かりませんけれども、観海プラザ利用委員会というのがあるのかどうか分かりませんけれども、そういったところでしっかり議論をして、この駅前の賑わいをより深めていこうではないかと、こういった姿勢が大事かと思うのですが、この辺いかがですか。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　駅前の賑わいづくりということで、私が就任する前にそういった委員会があったとはお聞きしております。そういった中で、一生懸命その委員会も活動していたのだと私も理解をしておりますので、そういった方々がもう少し頑張っていただいて、町にもそういう働きかけをいっぱいしてもらうことが非常にいいことだと思うので、井上議員がおっしゃる中身を充分に気に留めながら、そうはいっても井上議員ですから、あと２週間で辞める町長何言っているだと言われるかもしれませんが、そういったことで一生懸命職員にはお話をして、賑わいづくりに頑張っていくように、仕掛けをするようにお話をしていきたいと思います。

以上です。

○遠藤　満議長　10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員　ぜひ残す任期頑張っていただければと思います。

次の質問へ移ります。名刺の話ですが、実はこの名刺のこと調べておって、最初は全職員この観光名刺作ったらいいのではないかみたいな思いで思っておったのですが、話を聞くとどうも職員皆さん自分で名刺を作っているというのを初めて知りました。私は、民間の会社あればほとんど会社

が名刺を印刷するのですけれども、役場の長い伝統なのか、自分で名刺を作ると。いや、町長らも自分で作っているのかと言ったら、いや、三役はどうかということもございました。私、相馬市議会事務局へ確認しました。そうしたらば、相馬市役所もそういう流れありましたが、今年度から台紙は全部提供して、職員の皆さん自分でやってくださいと、こういうことになったようでございます。

私、観光行政の充実という点では、名刺でいろんな人と会って宣伝すると、私もかつてこの観光協会の名刺使って印刷したこともありましたけれども、関心を持つのですね、お客さんが。これは宣伝なのです。観光パンフレット莫大な金、莫大かどうかはともかく、何か補助メニューを使って大量に作って、何年かに１回作っておるそうです。なくなったらまた作るやに伺っていますが、やっぱりそういうのはただで配る。でも、名刺は有料だと。これでは、職員だけではないです。一般の人が使ってもらえばいいのですよ、町内、町外でも。でも、やっぱりそうであれば、ちょっと有料であればということもあるのだろうと思います。せめて台紙ぐらいは準備をして、新地の宣伝をして、これでみんなで宣伝しましょうみたいな方向になっていくべきなのではないかと思うのですが、いかがですか。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　過去においては名刺の台紙は無料ではなかったのですけれども、非常に安価な部分で二、三百円だったと。それで販売して、職員がそれぞれ自分で名刺印刷したというのがあります。そういったことが今の観光協会でできるかどうか充分に検討をさせていただくと。それで、担当課長多分いるから、私の答弁は聞いていると思うので、その辺は検討していただけると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○遠藤　満議長　10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員　そういう方向で取り組んでほしいと思います。

新地町ならこれというような名物、先ほどいろいろありました。タコシウマイから、最近はタコはんぺんというのを出しているようですが、今までも特産品振興協議会とかいろんな補助メニューをつくっていろいろやってきました。私も１回ぐらい参加したことがあります。やっぱり大事なことは、１つこれだと決まったら町総出で売り出すみたいな方向が大事なのかなと思いました。私個人的には、新地町でこれだといったら何だといったら、釣師カレイだと思う。これは、私が子どもの頃はまずカレイの煮つけがしょっちゅう出ておって、年末には必ずこれを食べないと年が越せないみたいな話がありました。今これが温暖化の影響で全く捕れないということで幻の釣師カレイになりつつはありますけれども、そういったカレイ煎餅みたいなことがあればいつでも安価にできるのかななんていう思いはありました。いずれにしても、私が言いたいのは、とにかくいろんなメニュー、こういうことをやりました、あれやるのいいのだけれども、町全体で、子どもも大人もお年

寄りもこれだというような方向を、やっぱり小さい町ですから、それで盛り上げていく、こういった取組が大事だと思います。こういった方向でぜひ取り組んでほしいと思います。

時間がないので、次に進みます。職員の人材確保の問題ですけれども、社会人でもいいよということでもなかなか集まらないという話がありました。私は、この職員の育成、福島県の自治研修センターで何年か職員研修するというのだけれども、例えば今ＣＡＤとかってありますね、図面を描くＣＡＤとか。ああいうやつ、それはもう技術職員しか見れないのかということもあるのですが、パソコンとかデジタルの関係でいろいろ見ながらその図面を精査をする、そういった訓練というのはでき得ないのかと思うのです。もちろん役場の業務をするのにそういった大学を出た技術系の職員でないと手を出せないのかどうなのか。法律でそういうことは決まっていないと思うのですが、小さい町だから何でもやらなくてはならぬし、そういった人が集まらなければ何でもかんでも委託するわけにいきませんから、ある程度のことはできるような体制をつくるべきだと思いますが、この点いかがですか。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　いろんな全てを使いこなすというのではなくて、土木であれば私は図面を読む力があれば一定程度できるのではないかと思っております。あと、過去の新地町においては、普通の一般の職員を技術職に、勉強させて技術者にしたという経過もございます。そういったいろんなことも模索しながらやっていくしかないかなと思います。あと、今のところは最低限図面を読める職員にやはり育てていくということも大事だと思っておりますので、最大限努力はしていきたいと思います。

以上です。

○遠藤　満議長　10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員　ぜひそうしてください。

次に行きます。世代間交流の取組ということでございます。私なぜこういう問題を取り上げたかといいますと、先般中島地区で駅前に若い世代が多いのですね、100軒ぐらい。そこでちょっと話が出ました。相談がありました。何ですかと。草刈りの問題で、旦那が単身赴任で、小さい子ども連れて草刈りに行ったらば、あんな暑いところでやって大変だ、せめて１週間前にここらだけやればいいということにするよう町長さんに言ってくださいなんて言われまして、いや、それは町長の問題でなくて自治会長の問題だから、自治会長並びに役員とか、私からもお話ししますなんて話をしました。そのとき思ったのは、あそこみんな若い、そういう世代ですから、そういう世代が結構多いのかなとちょっと一瞬思ったのです。中島地区なんかでフットサルの大会なんかもやりますけれども、フットサルとか運動会なんかやったときに、町長さんも出たと思いますが、いわゆる年配の方々は私とか町長さんとか数えるぐらいで、あとみんな若い人たちとかそういう世代なのだと。若い人たちが中心になっていろいろやっていくということがございます。町全体でも、先ほど移住

者の話もしたわけですが、若い世代がいろいろ入ってきて、そういう人たちと地域のいわゆる先住民族と言ったら語弊があるかもしれませんが、そこまで住んできた方たちのコミュニティーをもって、あと自治会であるとか、共同作業であるとか、未来永劫続けていくためにどうしたらいいのかということでのやっぱり世代間の交流会が大事なのかなと思います。同時に、災害からの復興とか、復旧とか、あるいは文化とか、スポーツとかも含めてですけれども、やはりそういったことを役場が仕掛けて、各自治会なり、あるいは主催団体が自主的に各地区で広がっていくような取組がやっぱり将来の持続ある発展につながっていくのではないかなと思います。先ほど福田地区婦人会の活動云々かんぬんありましたが、若い方々がどれぐらい参加しているのか、そういったことも含めながらやっぱり行政サイドで、どこの担当か、総務課なのか、企画なのかよく分かりませんけれども、仕掛けていくような、そういった取組がやっぱり大事で、その積み重ねが持続的な町の発展につながってくると思うのですが、この辺どうなのですか。

○遠藤　満議長　大堀武町長。

○大堀　武町長　井上議員ですから、せっかくですから、地域コミュニティーの重要さというのは私もずっと言っているとおりであります。ですから、町では助成事業をやっております。ぜひああいった事業を活用しながら、世代間交流含めて地域のコミュニティーづくりをしっかりとやっていただければと。その補助事業の担当窓口は企画でありますからよくその辺聞いていただいて、ぜひ行政が仕掛けるというのではなくて、行政はそういった支援をしているということも理解していただいて、各地区の地区長さんあるいは区長さんと連携しながら推進していただければ幸いです。

以上です。

○遠藤　満議長　10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員　時間もないので、最後一括でお話をしたいと思います。

指定管理者制度いろいろありますが、前段に話ししましたように、町が指定管理をする、あるいはＢバイＣというか、費用対効果、あるいは行政サービスが向上する、こういった視点を持ってやるのだけれども、実際民間にすれば行政の仕事をやれば一定の信用が得られるということと裏腹に、民間であればやっぱり利益を追求しなければならぬから、その辺での相反する問題があるので、軽々に私は指定管理者飛びついてはいかんと思っています。その上で、今現在指定管理者制度をやっていろんな要綱もあるようですが、例えばエネルギーセンターとか今黒字のようですけれども、500万円の指定管理料があるので、どうなのかなという問題もあります。さらには、何年か前にお金を1,000万円とかいくらだかお貸しをしている。12年度か何年度まで返すらしいのですけれども、そういった現況からやっぱり役場として管理監督ということが大事かと思いますけれども、この管理監督をしっかりしながら今現在指定管理をやっている人、状況の行く末、この点もしっかり見詰めていかなくてはならないと思っているのですが、この辺の総括的な話をお聞きをしながら終わってまいりたいと思います。

○遠藤　満議長　時間ないですけれども、時間内で終了、答弁してください。

岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長　公共施設の運営管理であります。今、議員おっしゃられましたとおり、財政の逼迫、そして人材不足、さらには地域課題の多様化というものが出てきている状況にあると。さらに……終わりですか。

○遠藤　満議長　発言時間終了です。

〔何事か言う人あり〕

○岡崎利光副町長　よろしいですか。

○遠藤　満議長　いや、時間は限られているわけだから、ルールを守ってください。

○岡崎利光副町長　はい、以上です。

○遠藤　満議長　これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤　満議長　以上で本日の日程は全部終了しました。

大変ご苦労さまでした。

午後　３時２２分　　散　会

第 4 回 定 例 町 議 会

（第　3　号）

令和８年第４回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

令和８年９月１６日（水曜日）午前１０時開議

追加日程第１　議案の報告上程
追加日程第２　提案者の説明
追加日程第３　議案第４８号　新地町監査委員の選任について
第　１　議案第３１号　専決処分の承認を求めることについて
（令和８年度新地町一般会計補正予算（第２号））
第　２　議案第３３号　新地町行政手続条例の一部を改正する条例について
第　３　議案第３４号　新地町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
第　４　議案第３５号　福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
第　５　議案第３６号　福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等推進事業における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
第　６　議案第３７号　新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第　７　議案第３８号　新地町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第　８　議案第３９号　令和８年度新地町一般会計補正予算（第３号）について
第　９　議案第４０号　令和８年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
第１０　議案第４１号　令和８年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
第１１　議案第４２号　令和８年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
第１２　議案第４３号　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
第１３　議案第４４号　令和７年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第１４　議案第４５号　令和７年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第１５　議案第４６号　令和７年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第１６　議案第４７号　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定について
第１７　議員派遣の件について
第１８　閉会中の継続審査の申し出

第１９　閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（１２名）

１番	佐藤和幸 議員	２番	大内広行 議員
３番	村上勝則 議員	４番	牛坂毅志 議員
５番	吉田　博 議員	６番	八巻秀行 議員
７番	三宅信幸 議員	８番	寺島浩文 議員
９番	菊地正文 議員	１０番	井上和文 議員
１１番	水戸洋一 議員	１２番	遠藤　満 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀　武	
副町長	岡崎利光	
総務課長兼会計管理者	佐藤武志	
企画政策課長	小野和彦	
税務課長	八巻仁志	
町民生活課長	大和田康浩	
保健福祉課長	佐藤茂文	
産業振興課長兼農業委員会事務局長	加藤伸二	
都市建設課長	岡田健一	
教育総務課長	中津川秀樹	

職務のための議場出席者

事務局長	大堀勝文	
書記	千葉奈菜	
書記	荒　萌生	

◎教育委員会委員挨拶

○遠藤　満議長　皆さん、おはようございます。

議事日程に先立ちまして、去る９月４日に新地町教育委員会委員の任命について同意いたしました安達江合子さんがお見えになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

安達江合子さん、どうぞよろしくお願いいたします。

〔安達江合子教育委員会委員登壇〕

○安達江合子教育委員会委員　おはようございます。ただいまご紹介をいただきました安達江合子と申します。本日は、議会最終日の貴重なお時間にご挨拶の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。また、先日の議会において私の教育委員任命についてのご同意を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。光栄であり、身に余る思いでございます。

初めに、私の自己紹介を少しさせていただきたいと思います。私は、現在新地町福田地区に住んでおります。尚絅女学院短期大学で英文科を専攻いたしました後、英会話講師として民間の学習塾に勤めておりました。現在は、医療法人伸裕会渡辺病院で勤務させていただいております。

さて、新地町の教育環境はＩＣＴ活用教育など、全国的に見ても先進的な取組が行われており、大変すばらしいと感じております。新地町の次世代を担う子どもたちに安心、安全な教育環境づくり、そして充実した学びの場を提供できるよう、皆さんと一緒に考えながら、教育推進のため、これまで培ってきた知識と経験を活かし、会議の席などで意見を述べていければと考えております。皆様のご指導、ご支援をいただき、一生懸命教育委員としての職責を全うしていく所存でございます。今後も何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○遠藤　満議長　どうもありがとうございました。これまでの知識と経験を活かし、教育行政の振興にご尽力いただきますよう、ご期待を申し上げます。

それでは、ここで退席をお願いいたします。

〔安達江合子教育委員会委員退場〕

午前１０時０３分　　開　議

◎開議の宣告

○遠藤　満議長　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎日程の追加

○遠藤　満議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますが、町長から追加議案１件の提出がありました。

お諮りします。これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、追加議案１件を日程に追加することに決定しました。

ここで、変更議事日程配付のため、暫時休憩をいたします。

午前１０時０３分　　休　憩

午前１０時０５分　　再　開

○遠藤　満議長　再開します。

◎議案の報告上程

○遠藤　満議長　追加日程第１、議案の報告上程については、町長から提出された議案第48号を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤　満議長　追加日程第２、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀　武町長登壇〕

○大堀　武町長　本日追加提案しました議案についてご説明申し上げます。

議案第48号　新地町監査委員の選任については、監査委員で識見を有する者の任期が令和８年９月30日に満了するので、新地町谷地小屋字原20番地の３、小泉英子氏を適任者として選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、追加議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○遠藤　満議長　提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前１０時０６分　　休　憩

午前１０時１５分　　再　開

○遠藤　満議長　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第４８号の質疑、採決

○遠藤　満議長　追加日程第３、議案第48号　新地町監査委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから議案第48号についてを採決します。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○遠藤　満議長　ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に７番、三宅信幸議員及び８番、寺島浩文議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○遠藤　満議長　念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤　満議長　投票箱異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

〔投　　票〕

○遠藤　満議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。７番、三宅信幸議員及び８番、寺島浩文議員の開票立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○遠藤　満議長　投票の結果を報告します。

投票総数　　１１票

有効投票　　１１票

無効投票　　ゼロ票

有効投票のうち

賛　　成　　１１票

反　　対　　ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第48号　新地町監査委員の選任について同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○遠藤　満議長　ここで暫時休憩をいたします。

午前１０時２７分　　休　憩

午前１０時２８分　　再　開

○遠藤　満議長　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎監査委員挨拶

○遠藤　満議長　ここで、ただいま新地町監査委員の選任について同意することに決定した小泉英子さんにご挨拶をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いします。

〔小泉英子監査委員登壇〕

○小泉英子監査委員　ただいま議長よりご紹介をいただきました小泉英子でございます。大変貴重な時間をお借りいたしまして、ご挨拶をさせていただきます。

このたびの新地町議会定例会におきまして、議員の皆様のご同意をいただき、監査委員に就任させていただきました。その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は新地町で生まれ、この町で学び、この町で働いてまいりました。そして、結婚、子育てを経て現在に至っております。地方自治体を取り巻く環境が日々変化する中、町民の皆様の貴重な税金が適正に、そして何より効果的、効率的に執行されているかを検証する監査委員の役割は極めて重要であると認識しております。職務執行に当たりましては、町民として自らの知識と経験を活かし、常に公平、中立な立場を堅持し、客観的な視点を持って臨み、新地町の健全で持続可能な行政運営と町政のさらなる信頼向上に貢献できますよう全力を尽くしてまいる所存でございます。まだまだ至らぬ点もございますが、町長をはじめとする執行部の皆様のご指導、ご協力をいただきながら精いっぱい努めてまいります。議員の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し

上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○遠藤　満議長　ありがとうございました。町監査業務についてよろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

〔小泉英子監査委員退場〕

午前１０時３２分　　休　憩

午前１０時３２分　　再　開

○遠藤　満議長　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第３１号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第１、議案第31号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度新地町一般会計補正予算（第２号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第31号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第31号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度新地町一般会計補正予算（第２号））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第２、議案第33号　新地町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第33号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第33号　新地町行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第３、議案第34号　新地町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第34号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第34号　新地町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第３５号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第４、議案第35号　福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第35号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号　福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第３６号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第５、議案第36号　福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等推進事業における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第36号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号　福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等推進事業における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第３７号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第６、議案第37号　新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第37号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第37号　新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第３８号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第７、議案第38号　新地町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第38号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第38号　新地町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第３９号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第８、議案第39号　令和８年度新地町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員　それでは、一般会計補正予算の質疑をさせていただきます。

今回の補正は、１億5,900万円の補正をして、最終的に56億8,700万円になるわけです。中身は、繰越金２分の１ルールで１億2,000万円入ったということもありますが、まず歳入で1,115万4,000円、これのこと、いわゆるエネルギーセンターの賠償金とでもいうのでしょうか、このこと

についておただしをしたいと思います。中学生も傍聴していますので、分かりやすく話しますが、昨年の３月20日、５月18日、６月１日と３回駅前のエネルギーセンターからお湯を供給している配管がお湯漏れを起こして、大変な問題になったわけでございます。業者、町ともども調査をして、なかなか結果が出ず、最近やっとアラミド繊維の巻付けが悪いやの話が出ておったわけですが、それまで埋め戻し工事78万1,000円、バイパス管工事165万円、布設替安全対策用仕切り弁設置625万円、総額1,068万1,000円で負担して直したと。今回ここに記載された1,115万4,000円と違いがあるのですが、その辺の差額の状況と、これはあくまでも工事費でありますから、３回連続でやったいわゆる慰謝料とでも申しましょうか、そういったことについてはどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

あわせて、今回こういったお金が入ったということで、この問題については一段落みたいなことになると思うのですが、今回の配管漏れの原因が何であったのか。設計が悪いのか、施工が悪いのか、監督が悪いのか、この辺をどう整理されているのかということであります。その辺についてもお聞かせください。

あわせて、３月議会の答弁では、町以外でスマートエナジー社が電気、ガス、水道代で約340万円、ホテル、温浴施設が営業補償等で約700万円となっているようであります。これは会社が責任を認めているので、スマートエナジー社に請求をして、スマートエナジー社から払うような形になるのかなと思いますが、副町長がスマートエナジー社の社長も兼任しているわけでありますから、昨日もちょっと答弁途中で終わってしまいましたけれども、スマートエナジー社としてこの問題をどのように受け止めて、そして町と連携をしてこの問題の解決、慰謝料なんかも含めて、これで全て終わったかどうかということも会社としてやったのかどうかも、副町長でありますから、お考えかと思いますが、併せて答弁をいただきたいと思います。

３点目には、今後同じようなトラブルが起きた場合の対応です。問題は、先ほどどこに問題があったのか、いろいろ後で接続部は鋼管に交換してもらうってしゃれではないですけれども、鋼管に全て直したやにも伺っておりますけれども、それで今後そういったことが起きないという保証がないのだろうと思いますから、今後のそういったトラブル対応、あるいは維持管理に対してどのような業者との話合いがなされているのかもお聞かせください。

２点目、今度は歳出の話ですが、今回の補正で特に特徴的なのが修理費関係です。庁舎、保健センター、勤労青少年ホーム、湛水防除、ホイルローダーのタイヤもあって、総合体育館等々ありますが、各公共施設、震災ではきちっと直したと思うのですけれども、この維持管理、今後ともこれが続いていくのか。突然降って湧いたようなあれではないかと思いますが、今後ともそういった維持管理の状況はどの程度考えているのかということもお聞かせをいただければと思います。

○遠藤　満議長　小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長　それでは、私から今の質問の一番最初の部分の差額の部分についてですけ

れども、今回補正いたしましたのが雑入で1,115万4,000円であります。そのうち、総務費雑入の1,068万1,000円、この部分がエネルギーセンターの熱導管の漏水に関わる補償金であります。金額が合わない分っておっしゃられているその47万3,000円の部分については民生費の雑入ということでありまして、国県支出金の過年度収入分がありますので、その分の数字ということになってございます。

以上です。

○遠藤　満議長　岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長　それでは、まず初めにエナジー会社、社長の出席は求められておりませんので、副町長としてのご回答を申し上げたいと思います。

まず、原因ということでありますけれども、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、施工のミスという見解を持っております。そうした中で、先ほど課長が申しました３箇所、さらには補強部分の金額もありますけれども、そちらの部分を今回収入としていただいたということであります。また、今度ホテル関係等に関する補償、またエネルギー会社そのものに対する補償ということで、こちらの部分に関しましても施工会社から損害ということでいただいております。そして、今後どのようにするのかといったことでありますけれども、この1,068万1,000円の施工、修繕に関する部分のほかにバイパスに伴う施工を行っております。こちらの部分に関しましては、業者施工というような形の中で安全対策の部分も兼ねて設計をしておりますので、今回のような大きな事故はないのかなと認識しておりますし、またそれ以外に関しましても不安要素であった３箇所でありますけれども、こちらも業者において無償で施工していただいたと。その結果におきましては、前回のような亀裂関係等の場所はなかったということでありますので、まずはその対策は講じられたのかなという認識を持っております。

以上です。

○遠藤　満議長　佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者　役場、公共施設の修繕等、今回補修、修繕があるという形で、今後どのようになるのかという質問だったと思います。役場庁舎も含めて、公共施設、経年劣化等のものでの修繕、今後も増えていくものと考えてはおります。なお、通常の点検を行いまして、なるべくその修繕箇所が大きくならないように点検を進めて、早期に発見し、修繕等を進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤　満議長　10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員　例えばエネルギーセンターの問題は、今回で一段落ということなのだろうと思いますけれども、３月議会の答弁では、賠償も協議し、記者会見や謝罪についても今後協議していくというような話で、第三者委員会はつくらないでやりますよというような中身でしたけれども、

公の記者会見とか、そういったことはどうも見ているとしないのかなと、これで終わりなのかなという感じも思うわけでありますけれども、そこら辺での協議と申しましょうか、今までの入ったお金というのは単純にかかったお金だけを支払ってもらった。私が言いたいのは、こういうのが民法上どうなのかちょっと分かりませんけれども、例えば迷惑料ではないけれども、ある程度慰謝料的なものも発生するのかなと。ちょっとした工事ミスであれだというならともかく、３回も連続して起こっておって、その原因が出るのに１年以上もかかってしまったと。この件についてどのような協議がなされているのか、この辺についてお聞かせをいただければと思います。

今後の問題で、今副町長が答弁をいたしましたけれども、あらゆる事象がそうですけれども、絶対起き得ないということはないでしょう。ただ、どうしても100ミリパイプから65ミリへ行くところのカーブのところのエルボ部分を鋼管に直したと、それで今後は起きないであろうという段階だと思うのです。業者が今後絶対起きない、絶対というような言葉はありませんから、今後についてもしっかり業者と連携をして、維持管理も含めて点検というのですか、これをやっぱり強化していくべきなのだろうと思います。あわせて、今施工のミスということがありましたが、そもそも65ミリのエルボのところから出たということは、やっぱり設計のミスまでいかなくても甘かったのではないかと私は思うのですけれども、この辺はどのように協議されたのかも含めてお聞かせをいただければと思います。

修理関係、いろいろ通常ベースの関係であれだということはありますが、私の認識、記憶だと保健センター関係の空調とか役場の空調関係ってかなり結構補正なんかに上がってくる件数が多いなというイメージを持っていますけれども、大きな補修費がかかるというようなことがあるのか、ないのか、その辺の何年後にはこういうのが大きくなりそうだみたいなのがあるのかどうなのか、つかんでいるのかも含めてお聞かせをいただければと思います。

○遠藤　満議長　岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長　お答えします。

まず、損害関係の補償部分でありますけれども、こちらは株式会社の新輝、そしてエネルギーセンター、町というようなことで、あと業者、そういった部分で協議を行っております。その内容に関しましても、弁護士、関係等と協議してこの金額を得たという内容になっております。

また、交渉関係と今後の部分でありますけれども、議員おっしゃられましたとおり、絶対というようなことはございません。そうした中で、先ほども申しましたが、バイパスを造った中で今後の管理の面で充分損害を与えないような対応を業者に施工していただいたと。これも、先ほど申しましたけれども、無償でその対応策としてやっていただいたというのも１つ。また、それ以外に、３箇所以外にも、先ほど申しましたけれども、可能性のある箇所、３箇所ありました。それに関しましても、業者の責任をもって今後の補強と申しますか、対応と申しますか、そういった部分であらゆる今できる可能性の部分を交換して対応したといった部分にあります。

あと、もう一点、設計のミスでないかといった部分でありますけれども、当時の設計の内容の部分に関しましては軽量であって強度のあるもの、そして温水に対応するものといった管の中でポリ管が使用されておりました。そういった中で、数量であるとか、圧力であるとか、温度の関係であるとか、そういった部分で最適なものとして設計に対して町も承認を行っておりますので、今の工事内容に関しての設計ということに関しては充分対応できていた設計なのかなという認識を持っております。

以上です。

○遠藤　満議長　佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者　保健センター、役場等の空調の件についての今後どのような感じで増えていくのかという質問だったと思います。空調関係ですけれども、運転の切替え時に点検をしておりまして、そのときに不具合が出たときにそれを交換するという形での今修繕という形になっております。その際に、今後も運転切替えの時期に点検を通して不具合が出れば修繕はしていくのですけれども、その不具合の程度があまりにひどい場合は交換という形で多額の費用がかかるケースも出てくると認識はしております。今後それぞれ各施設で管理、点検しておりますので、その状況を見つつ、修繕がいいのか、これから何年か見据えて多額にかかるのであれば交換工事がいいかというのを今後判断しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤　満議長　加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長　排水機場の修繕関係についてお答えします。

町内におきましては、６箇所ほど排水機場を管理しておりまして、それぞれ修繕関係の計画は立てております。しかしですが、それにつきましてはかなり大きな金額のところとなっておりまして、実際は運転しておりますけれども、細かい修繕等が出てきます。おおむね大体異音とかオイル漏れですとか、そういうものが発見されたときには様子を見ながら運転しているところでございますが、その辺りが止まらないですとか、いろんなケース・バイ・ケースありますけれども、開けてみて金額が初めて分かるというような状況もありまして、その金額が数十万円から数百万円単位になるということはあり得ることであります。今回も想定外の部分が既に故障が起きまして、それで予算を消化してしまったという部分がありますので、ただ今後の計画ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、計画書も作成しておりますし、あとは定期的にメーカー等が確認に来ておりますので、そういった形で今後も続けていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○遠藤　満議長　そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第39号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第39号　令和８年度新地町一般会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第４０号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第９、議案第40号　令和８年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第40号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第40号　令和８年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第４１号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第10、議案第41号　令和８年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第41号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第41号　令和８年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第４２号の質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第11、議案第42号　令和８年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第42号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第42号　令和８年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前１１時００分　　休　憩

午前１１時１０分　　再　開

○遠藤　満議長　それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第４３号～議案第４７号の委員長報告、質疑、討論、採決

○遠藤　満議長　日程第12、議案第43号　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第16、議案第47号　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定についてまでの令和７年度決算認定５件については一括議題とします。

議案第43号から議案第47号までの令和７年度決算認定５件について、決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

井上和文決算審査特別委員会委員長。

〔井上和文決算審査特別委員会委員長登壇〕

○井上和文決算審査特別委員会委員長　それでは、朗読してご提案を申し上げます。

令和８年９月16日

新地町議会議長　遠　藤　　満　様

決算審査特別委員会委員長　井　上　和　文

令和７年度新地町一般会計及び特別会計並びに事業会計歳入歳出決算審査報告書

議案第43号　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第44号　令和７年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第45号　令和７年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第46号　令和７年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第47号　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

■　審査意見

１　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

◎歳入について

歳入決算額は61億551万3,000円で、前年度より５億874万9,000円の減となった。主な内容は、震災復興特別交付税、繰越金、国庫支出金等の減少である。

町税は、24億7,165万5,000円で、前年度より9,322万円の増、その内、町民税が9,448万円増加し、固定資産税は167万5,000円減少となった。引続き適切な徴税のため課税客体の把握に努められたい。

◎歳出について

歳出決算額は57億8,381万2,000円で、前年度より４億8,492万6,000円の減となった。主な内容は、農林水産業費、商工費等の減である。

性質別の状況は、義務的経費が23億6,699万円、投資的経費が５億9,835万8,000円、物件費や補助費などのその他の経費が28億1,846万4,000円となった。

これらより、次の意見を付す

（１）職員の採用を積極的に進められたい。

（２）町民の健康維持・増進を積極的に努められたい。

（３）結婚・出産・子育て等に関する制度周知を積極的に取り組まれたい。

（４）企業誘致、商業施設誘致に全力で取り組まれたい。

（５）農水、商工、観光の各振興政策の展開に万全を期されたい。

（６）各種道路及び公共施設等の安全対策及び環境整備を積極的に進められたい。

（７）河川・道路愛護作業の労力軽減策を進められたい。

（８）教育環境の一層の充実と、更なる学力向上に努められたい。

２　令和７年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

・町民の健康増進による医療費の抑制を図られたい。

３　令和７年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

・包括支援事業の効果的な運用により、安心できる地域づくりを図られたい。

４　令和７年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

・特に意見を付す事項がない。

５　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定について

・適正な施設の維持管理に努められたい。

以上であります。

○遠藤　満議長　決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　これで討論を終わります。

これから議案第43号から議案第47号までの５件を一括採決いたします。

お諮りします。議案第43号から議案第47号までの決算認定５件に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第43号　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第44号　令和７年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号　令和７年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号　令和７年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定につい

ての以上５件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○遠藤　満議長　日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則129条の規定により、お手元に配付のとおり２件の議員派遣があります。

お諮りいたします。配付日程のとおり、議員派遣を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、10月19日開催の福島県町村議会議員研修会及び10月28日に開催の相馬地方市町村議会議員・幹部職員合同研修会に議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤　満議長　日程第18、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務文教常任委員会委員長から、令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願について及び産業厚生常任委員会委員長から、令和７年陳情第１号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願について及び令和７年陳情第１号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情は、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤　満議長　日程第19、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤　満議長　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤　満議長　以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀　武町長登壇〕

○大堀　武町長　令和８年第４回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中、本定例会にご出席いただき誠にありがとうございました。慎重にご審議の上、上程いたしました全ての議案の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

さて、今月25日で私の任期が満了いたしますので、最後の議会でありますので、退任の挨拶を少し時間をいただきながら発言させていただきたいと思います。８年間の任期期間中の成果につきましては、一般質問の中でお話をさせていただきましたので、省略をさせていただき、この８年間、町の経営に関わり、議員の皆様からのご支援、ご協力により遂行できましたことに感謝を申し上げます。そして、町の経営につきましての判断基準は、町民の安心、安全につながるか、町民のためになるか、新地町が新地町としてあり続けていくためにはどうしたらいいかなどを基本に経営をしてきましたが、議員の皆様や町民の皆様におかれましては、物足りない、対応が遅いと感じておられた方もご承知のとおりでありますが、行政は総合計画に基づき継続していかなければなりません。そして、現在国内の自治体でその経営が非常に厳しくなっている自治体が多く見られるようになっています。これを考えると、私の経営方針は大きく間違っていないと現時点でも思っております。この８年間、町民皆様のご支援、ご協力と議員皆様のご協力により、新地町を経営する者として対応させていただきましたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。次期町長は、ほぼ全員の議会議員の支援を受けた方が町の経営者として当選しておりますので、非常にうれしい限りであります。ぜひ議会議員の皆様方の力が町民のためになる事業推進にその力を充分に発揮されることをご期待しております。

さて、例年にない時期での暑さと低温、そして降雨を繰り返す状況でありますが、今後も少し天候不順が続くことが予想されますので、しっかりと健康管理をされ、ご健康で議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げまして、定例会閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

以上です。

◎閉会の宣告

○遠藤　満議長　以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。９月４日から本日までの13日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

皆様には健康に充分留意され、今後ますますご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

以上で令和８年第４回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前１１時２４分　　閉　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年　　月　　日

議　　長　　遠　　藤　　満

署名議員　　大　　内　　広　　行

署名議員　　村　　上　　勝　　則

参　考　資　料



令和８年８月３１日

新地町議会議長　遠　藤　　満　様

総務文教常任委員会委員長　寺　島　浩　文



所管事務の調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

１．調査月日及び調査事項

７月１３日　　〇学校訪問（小・中学校）について

２．調査経過

教育総務課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

３．調査結果

〇学校訪問（小・中学校）について

町内の小中学校を訪問し、授業参観や校舎視察、校長等との懇談を通し、課題等について意見交換を行った。各校とも大きな課題は無いが、以下のような要望や課題も見られた。

・福田小学校では、教員配置がギリギリの人数ため、欠勤が出た場合、他の教員で回していくのが大変な場合がある。学習支援補助員に余裕があると助かるとの意見があった。
・駒ケ嶺小学校に関しては、毎年校舎の雨漏り、敷地の地盤沈下によって段差が出来るなどの問題が出ているが、この問題は毎年新たな場所で発生するという事なので、抜本的な対策を講じられたい。
・尚英中学校に関しては、校舎の多少の雨漏りはあったが修繕により解消されたとの事。またＳＳＲ（スペシャルサポートルーム）へ登校している生徒は現在１１人で、不登校気味の生徒が安心して過ごせる居場所や学習スペースとして、有効活用されている。不登校の生徒を極力出さないように、この取り組みを継続されたい。
・新地小学校は、校庭の砂が強風で飛び、付近の住宅に迷惑をかけるという苦情

が、今年数年ぶりに発生したとの事。あまり飛び散らないような、新たな砂の質などを検討されたい。また、町内の各学校の給食の質は、他の自治体より格段に高いという評価で、食育を推進している町としては、この評価を継続していけるよう今後も食育に取り組まれたい。



令和８年８月３１日

新地町議会議長　遠　藤　　満　様

産業厚生常任委員会委員長　井　上　和　文



所管事務の調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

１．調査月日及び調査事項

７月２９日　　町道及び河川の維持管理状況について

２．調査経過

町長、副町長、都市建設課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

３．調査結果

町道・河川について、概要は次のとおり（令和７年度時点）

項　目		数　値	備　考
町内道路舗装率		７９．５％	
町内道路改良率		８２．５％	
道路維持費		４，０９４万円	
除草等経費	業者委託	約４１５万円	個人委託は、道路の他、公共施設全般を含む。
	個人委託	約３５２万円	
道路河川愛護交付金	県道路	３３１．１万円	
	県河川	４７２．２万円	
	町補助金	１００万円	

町内の道路・河川の延長

区　分	延　長
町　道	１２６km
県　道	１２km
町河川	１９km
県河川	２１km

町道駒ケ嶺－新地線の整備

項　目	内容
事業期間	令和２年度～令和８年度
事業費合計	約５億２，２２３万円
財　源	社会資本整備総合交付金（防災安全交付金・国補助率５５％）／通学路対策補助事業（国補助率５５％）／町単独費

道路の維持管理は、除草も含めきちんと予算を確保し、モア等の町が保有する機械の稼働率を上げ対応されたい。

地域の高齢化等も考慮し、道路河川愛護作業の負担軽減に取り組まれたい。

町道駒ケ嶺－新地線の駒ケ嶺地区交差点付近の改良は、２度の地震や県との協議等により令和２年度から令和８年度の工事期間を要した。今後の整備の進捗には、計画的かつ効率的に取り組まれたい。

令和８年９月１６日

新地町議会議長　　遠　藤　　満　様

決算審査特別委員会委員長　井　上　和　文

令和７年度新地町一般会計及び特別会計並びに事業会計
歳入歳出決算審査報告書

議案第４３号　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第４４号　令和７年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第４５号　令和７年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第４６号　令和７年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第４７号　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

■ 審査意見

１　令和７年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

◎歳入について

歳入決算額は６１億５５１万３千円で、前年度より５億８７４万９千円の減となった。主な内容は、震災復興特別交付税、繰越金、国庫支出金等の減少である。

町税は、２４億７，１６５万５千円で、前年度より９，３２２万円の増、その内、町民税が９，4-４８万円増加し、固定資産税は、１６７万５千円減少となった。引続き適切な徴税のため課税客体の把握に努められたい。

◎歳出について

歳出決算額は５７億８，３８１万２千円で、前年度より４億８，４９２万６千円の減となった。主な内容は、農林水産業費、商工費等の減である。

性質別の状況は、義務的経費が２３億６，６９９万円、投資的経費が５億９，８３５万８千円、物件費や補助費などのその他の経費が２８億１，８４６万４千円となった。

これらより、次の意見を付す
（１）職員の採用を積極的に進められたい。
（２）町民の健康維持・増進を積極的に努められたい。
（３）結婚・出産・子育て等に関する制度周知を積極的に取り組まれたい。
（４）企業誘致、商業施設誘致に全力で取り組まれたい。
（５）農水、商工、観光の各振興政策の展開に万全を期されたい。
（６）各種道路及び公共施設等の安全対策及び環境整備を積極的に進められたい。
（７）河川・道路愛護作業の労力軽減策を進められたい。
（８）教育環境の一層の充実と、更なる学力向上に努められたい。

２　令和７年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
・町民の健康増進による医療費の抑制を図られたい。

３　令和７年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
・包括支援事業の効果的な運用により、安心できる地域づくりを図られたい。

４　令和７年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
・特に意見を付す事項がない。

５　令和７年度新地町下水道事業会計決算認定について
・適正な施設の維持管理に努められたい。

以　上



令和８年７月１３日

新地町議会議長 遠 藤　　満　様

産業厚生常任委員会委員長 井　上　和　文



令和８年度産業厚生常任委員会行政視察研修について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和８年度産業厚生常任委員会行政視察研修報告書

１．視察日程　令和８年６月２２日（月）～２４日（水）

２．視察地及び研修内容

（１）長野県上水内郡小川村

〇郷土食を活かした産業づくりについて

（２）長野県南佐久郡川上村

〇健康長寿・介護予防の地域づくりについて

３．行政視察研修参加者　６名（議員５名、随行職員１名）

産業厚生常任委員会	副委員長	井上　和文
	委員	水戸　洋一
	委員	菊地　正文
	委員	吉田　博
	委員	牛坂　毅志
随行	都市建設課長	岡田　健一
（欠席）	委員長	寺島　博文

１．　長野県上水内郡　小川村

（１）村の概況について

小川村は、長野市と白馬のほぼ中間に位置し、雄大な北アルプス連峰を村内各所で眺めることができ、その景観は、「信州の自然百選」・「信州サンセットポイント百選」に選ばれている。標高約１，０００ｍの大洞高原にはレジャー・カルチュアエリア「星と緑のロマントピア」があり、６０㎝反射望遠鏡をもつ「小川天文台」と「プラネタリウム館」、各部屋から北アルプスを眺められる宿泊施設やレジャー施設もある。ふるさとの味では、「おやき」や「そば」が有名である。人口は、令和８年６月１日現在２，１５５人（１，００３世帯）、面積は、５８．１１ｋ㎡である。

（２）郷土食を活かした産業づくりについて

①小川村農林公社みらいの概要

小川村では、人口減少や高齢化の進行に伴い、農業後継者の不足、耕作放棄地の増加、森林管理の担い手不足などが深刻化している。こうした課題に対応するため、農地や森林資源を有効活用し、農林業を核とした持続可能な地域づくりを進める組織として農林公社みらいが設立された。農林公社みらいの主な事業内容としては、農林業の生産支援から加工・販売までを一体的に行っている。特徴的な取組としては、生産だけでなく加工・販売までを含めた「６次産業化」を推進している点である。村内で生産された農産物を活用し、地域ブランド「みらい」の確立を目指している。また、農地再生事業や特産品開発を通じて地域経済の活性化に取り組んでいる。

②６次化産業などに対する行政支援施策

農地再生事業（釜蓋倉庫での乾燥）

H24 経営体育成支援事業
・乾燥調整施設整備　（国：１／２）
（汎用乾燥機、色彩選別機等）

③移住者や地域おこし協力隊などの企業支援

・コミュニティ・スモール・ビジネス企業支援金

移住して、起業する場合の費用について支援金を支給。
補助率は、事業費の１０／１０。
限度額は、１００万円。対象者は、県外からの移住予定者等。

・移住体験ツアー
２LDK 木造平屋建ての移住体験施設を１泊から６泊まで１年度に４回までの利用が可能。費用は、１泊５，０００円で一家族（５名まで）となっており、村内巡り、空き家相談、内覧等により過ごしている。

・空き家改修補助金事業は、建物改修１００万円、下水道分担金２０万円を限度額として、空き家の改修費用等の一部を補助。

・空き家活用事業補助金
家財道具の廃棄処分費用２０万円を限度額として補助。

・その他として、村営住宅、子育て支援事業、若者新規就労激励金などにより支援を行っている。

・地域おこし協力隊は、これまで３３名。直近では８０％を超える定住率となっており、毎年６名は採用したいと考えている。

④地域の郷土食や特産品の情報発信・ＰＲ

地域の郷土料理や加工品（漬物、味噌、餅など）をベテラン組合員が若い組合員（後継者）に指導・調理しながら伝承し、加工品は主にさんさん市場で販売している。生産者である農業者が販売員も兼ね、地元農産物を使った加工品（農の花）や農産物を販売している。

また、郷土の食材を使った新しいメニュー開発と、地域全体でのブランド化に取り組んでおり、オリンピック白馬ルートを利用される観光客誘致と地元経済の活性化を図っている。先任者が持つ食の知恵を「ご当地名物」として商品化。地域の歴史や文化も若い世代に伝えている。

（３）研修所見

郷土食の原材料となる地場野菜の生産と加工（６次産業化）により、地域経済を循環させている。郷土食「おやき」を活用することで高齢者雇用といきがいづくり向上、認知症予防、健康増進。地産地消の推進による地域農業の推進。観光・ビジネス・レジャーなどで一時的に訪れたり、滞在する人の増加につながっており、郷土食は、単なる食事（商品）ではなく歴史の中に育まれた「地域の伝統」だと考えている。

新地町が６次産業化を進めるには、高齢者の「知恵」に若い後継者のアイデアと現代の技術とを組み合わせることで、地域独自の価値ある観光資源や経済資源に繋がると考える。

２．　長野県南佐久郡　川上村

（１）村の概況について

川上村は、長野県の最東端に位置し、山梨、埼玉、群馬の三県と隣接する。高原野菜の一大産地であり、川上村のレタス作りは１９５０年頃から始まり、今では夏場の生産量日本一を誇る。甲武信ヶ岳から日本海へ流れる日本最長の阿川、千曲川（信濃川）に育まれた源流の郷である。人口は、令和７年５月末現在３，３４９人（１，１８６世帯)、面積は、２０９．６１ｋ㎡である。

（２）健康長寿・介護予防の地域づくりについて

①川上村の国保医療費抑制と健康づくりの特徴

川上村は、全国的にも「健康づくりと予防重視による医療費抑制」の先進事例として知られている。特に国民健康保険（国保）の一人当たり医療費が県内でも極めて低い水準で推移してきたことが特徴である。

②保健・医療・福祉・介護の一体化

川上村では、平成５年に「ヘルシーパーク構想」を策定し、診療所、訪問看護ステーション、デイサービス、地域包括支援センター、保健福祉課などを集約した「ヘルシーパークかわかみ」が整備された。これにより、住民情報の共有や多職種連携が容易になり、予防から治療、介護まで切れ目のない支援体制を実現している。

③予防重視の健康づくり

医療費抑制の最大の特徴は、病気になってから治療するのではなく、病気を予防する取組である。主な施策は次のとおり。

・特定健診や人間ドックの受診促進
・がん検診や脳ドックへの補助
・保健師による家庭訪問
・食生活改善推進協議会による食育活動
・健康教室や運動教室の開催
・乳幼児期から高齢期までの継続的な健康管理

こうした取り組みにより、住民の健康意識向上と生活習慣病予防を図っている。

④地域密着型の診療所と訪問介護

村営の国保診療所を中心に、訪問診療や訪問看護を積極的に実施しています。診療所と訪問看護ステーションが密接に連携し、２４時間３６５日の在宅支援体制を整備している。これにより、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられる環境を整えている。

⑤在宅医療・在宅看取りの推進

川上村では、病院中心ではなく、在宅医療を重視している。訪問診療や訪問

看護の充実により、在宅看取り率の向上を図っており、入院期間の長期化を防ぐことで医療費の適正化にもつながっている。

⑥医療費の低さ

川上村の資料では、国保加入者１人当たり年間医療費は、県内７７市町村中で最も低い水準とされている。こうした成果は、予防活動の充実と地域包括ケア体制の整備によるものと考えられている。

（３）研修所見

川上村の特徴は、「予防重視」「保健・医療・福祉・介護の一体化」「地域密着型診療所」「在宅医療の推進」の４点にある。住民の健康管理を乳幼児期から高齢期まで継続的に行い、多職種が連携して支えることで、健康寿命の延伸と国保医療費の抑制を実現している全国有数の先進事例である。「ヘルシーパークかわかみ」においては、参考にすべき施設である。

以上